

令和5年度 第1回
長野市社会福祉審議会資料集

令和5年5月30日（火）

第二庁舎 10階 講堂

資料一覧

次第	1 ページ
委員名簿	2 ページ
資料 No 1	令和 6 年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について 3 ページ
資料 No 2	第三期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について 5 ページ
資料 No 3	第十次長野市高齢者福祉計画・第九期長野市介護保険事業計画 （あんしんいきいきプラン 2 1）の策定について 34 ページ
資料 No 4	老人憩の家の利用者負担の見直しについて 51 ページ
資料 No 5	第 7 期長野市障害福祉計画・第 3 期長野市障害児福祉計画の策定 について 55 ページ
資料 No 6	おでかけパスポート事業の見直しについて 57 ページ

【参考資料】

参考資料 1	社会福祉法（抜粋）	58 ページ
参考資料 2	長野市社会福祉審議会条例	59 ページ
参考資料 3	長野市社会福祉審議会運営要領	63 ページ
参考資料 4	長野市職員名簿	64 ページ

令和5年度 第1回 長野市社会福祉審議会 次第

日時：令和5年5月30日（火）

午後1時30分から

場所：講堂（第二庁舎10階）

1 開 会

2 委員委嘱

3 あいさつ

4 正副委員長の選出

5 諮 問

6 議 事

(1) 専門分科会委員等の指名

(2) 諮問事項

ア 令和6年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

イ 第三期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について

ウ 第十次長野市高齢者福祉計画・第九期長野市介護保険事業計画
（あんしんいきいきプラン21）の策定について

エ 老人憩の家の利用者負担の見直しについて

オ 第7期長野市障害福祉計画・第3期長野市障害児福祉計画の策定
について

(3) 答申事項

おでかけパスポート事業の見直しについて

（4福政第663号 令和4年10月4日諮問）

7 そ の 他

8 閉 会

長野市社会福祉審議会(本会)委員名簿

【任期:令和5年4月1日～令和8年3月31日】

(区分順、五十音順、敬称略)

選出区分	委員氏名	所属団体・役職等	所属専門分科会	備考
市議会議員	寺沢 さゆり	長野市議会 議長	地域福祉 民生委員審査	
	西脇 かおる	長野市議会議員	児童福祉	
	布目 裕喜雄	長野市議会議員 福祉環境委員会委員長	老人福祉	
	東方 みゆき	長野市議会議員	障害者福祉	
学識経験者	青木 寛文	長野県弁護士会	地域福祉	
	井藤 哉	長野県立大学 准教授	地域福祉	
	小松 仁美	清泉女学院短期大学	障害者福祉	
	高野 哲浩	成年後見センター リーガルサポート長野	障害者福祉	
	茅野 理恵	長野市教育委員会 教育委員	児童福祉 民生委員審査	
	長戸 桜子	長野県社会福祉士会 副会長	老人福祉	
	水内 和義	吉田地区住民自治協議会 会長	地域福祉	
	水口 崇	信州大学 教授	児童福祉	
	宮澤 政彦	長野市医師会 会長	老人福祉	
	山岸 明浩	信州大学 教授	老人福祉	
社会福祉 関係者	伊藤 篤志	長野市民生委員児童委員協議会 会長	地域福祉 民生委員審査	
	岩下 秀雄	長野市民生委員児童委員協議会 高齢者福祉部会長	老人福祉	
	高山 さや佳	長野市ボランティアセンター運営委員会	地域福祉	
	塚田 まゆり	長野商工会議所 副会頭	児童福祉	
	寺田 裕明	長野市社会福祉協議会 会長	老人福祉 民生委員審査	
	中澤 和彦	長野市社会事業協会 理事長	障害者福祉 民生委員審査	
	丸山 香里	長野市手をつなぐ育成会 会長	障害者福祉 民生委員審査	
	丸山 勝	長野市身体障害者福祉協会 副理事長	障害者福祉	
	宮島 孝夫	長野市老人クラブ連合会 会長	老人福祉	
	山本 悦夫	NPO法人 ポプラの会 会長	障害者福祉	
	六波羅 直貴	長野県高齢者福祉事業協会	地域福祉	
	渡邊 徹	長野市私立保育協会 会長	児童福祉	
	和田 典善	長野市幼稚園・認定こども園連盟 会長	児童福祉	

令和6年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

令和5年5月30日
こども未来部 保育・幼稚園課

1 保育料（利用者負担）の決定について

本市の保育所等保育料の決定に当たっては、法令上、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）からの答申は必要とされていませんが、昭和50年度から審議会の答申を踏まえて決定しています。

2 教育・保育に要する経費と保育料（利用者負担）について

保育所等の運営に要する費用（人件費・管理費・事業費）は、公費（国・県・市）と保護者で負担することになっており、保護者は、政令で定める額（保育料基準）を限度として市町村が設定した保育料を所得に応じて負担します。

なお、本市では、子育て世帯の経済的負担に配慮し、国の示す保育料基準の一部を軽減して設定しています。

3 これまでの審議会における保育料（利用者負担）の審議内容及び改定内容について

保育所保育料については、税制改正への対応など、国基準の改定等に合せて、新たな所得階層区分の新設や料金の改定を行ってきました。

平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」や令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」に合わせ平成26年度以降の審議会では、保育所等保育料について、次のように答申いただき決定しています。

(1) 平成26年度（「子ども・子育て支援新制度」関係）

- ① 「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の区分の設定
- ② 幼稚園保育料について、これまでの幼稚園就園奨励費補助による保護者の実費負担分を新たに保育料として設定
- ③ 保育所等保育料の所得階層区分の算定根拠を国基準の変更に合わせて、所得税額から市町村民税所得割課税額に変更

(2) 平成27年度以降（「国の幼児教育の段階的な無償化に向けた取組」関係）

多子世帯等の保育所等保育料を軽減するため、年収約360万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するなど、各年度における国の幼児教育の段階的な無償化に向けた取り組みに合わせて軽減

(3) 平成30年度（「幼児教育・保育の無償化」関係）

- ① 令和元年度の4月から9月までの保育所等保育料は据え置き
- ② 令和元年度の10月以降の保育所等保育料
 - ア 3歳から5歳までの全ての子どもたちに係る幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の保育料を無償化
 - イ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちに係る幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の保育料を無償化
 - ウ 0歳から2歳までの住民税課税世帯の子どもたちの保育所等保育料は据え置き

(4) 令和元年度以降

保育所等保育料を据え置き
令和5年度の保育所等保育料の基準額表は別紙のとおりです。

4 令和6年度の保育料（利用者負担）について

本市における令和6年度の保育所等保育料については、税制改正や国基準の改定等を踏まえ、今後の審議会において審議をお願いします。

令和5年度保育料基準額表

単位:円

資料1 別紙

表1 1号認定（幼稚園、認定こども園）

階層区分	定義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
		A	生活保護世帯	0
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0
		0	0	0
D	211,200円以下の世帯	0	0	0
E	211,201円以上の世帯	0	0	0

多
子
制
限
な
し

多
子
制
限
有
り
(小
学
校
3
年
生
以
下
の
年
齢
制
限
有
り)

表3 2号・3号認定（保育園、認定こども園、地域型保育事業）

階層区分	定義	保育料(月額)																						
		3歳以上児			3歳未満児			3歳未満児																
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間													
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降											
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	市町村民税所得割課税額	48,600円未満		0	0	0	0	0	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
D1		48,600円以上	60,000円未満	0	0	0	0	0	0	14,200	7,100	0	14,000	7,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
D2		60,000円以上	76,000円未満	0	0	0	0	0	0	19,400	9,700	0	19,100	9,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D3		76,000円以上	97,000円未満	0	0	0	0	0	0	24,500	12,250	0	24,100	12,050	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D4		97,000円以上	123,000円未満	0	0	0	0	0	0	31,500	15,750	0	31,000	15,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D5		123,000円以上	148,000円未満	0	0	0	0	0	0	40,500	20,250	0	39,800	19,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D6		148,000円以上	169,000円未満	0	0	0	0	0	0	44,000	22,000	0	43,300	21,650	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D7		169,000円以上	219,000円未満	0	0	0	0	0	0	50,500	25,250	0	49,700	24,850	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D8		219,000円以上	265,000円未満	0	0	0	0	0	0	53,600	26,800	0	52,700	26,350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D9		265,000円以上	301,000円未満	0	0	0	0	0	0	54,500	27,250	0	53,600	26,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D10		301,000円以上	397,000円未満	0	0	0	0	0	0	55,600	27,800	0	54,700	27,350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D11	397,000円以上		0	0	0	0	0	0	56,700	28,350	0	55,700	27,850	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

多
子
制
限
な
し

多
子
制
限
有
り
(小
学
校
就
学
前
の
年
齢
制
限
有
り)

表2 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定義	保育料(月額)			
		1人目	2人目	3人目以降	
		B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0
C	市町村民税所得割課税額	77,100円以下の世帯	0	0	0

多
子
制
限
な
し

表4 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定義	保育料(月額)																					
		3歳以上児			3歳未満児			3歳未満児															
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間												
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降										
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	市町村民税所得割課税額	48,600円未満		0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D1		48,600円以上	60,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
D2		60,000円以上	76,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D3の一部		76,000円以上	77,100円以下	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

多
子
制
限
な
し

※ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)と同居の世帯を含みます。
 ※市民税額77,101円以上のひとり親世帯等の保育料は、表1、表3にある階層区分によります。
 ※保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。
 ※地域型保育事業には、小規模保育事業や事業所内保育事業などがあります。

長野市多子世帯保育料軽減制度について

- 対象 3歳未満児で、認定こども園、保育所、地域型保育事業に在園している第3子以降のお子さん
- 軽減額 ① 市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯のお子さん：保育料全額が軽減となり、無料となります。
 ② 市町村民税所得割課税額が169,000円以上の世帯のお子さん：月額6,000円の軽減となります。
 ※入退園日が月途中の場合、当該月は軽減の対象になりません。

第三期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について

第二期長野市子ども・子育て支援事業計画とは

1

- 子ども・子育て支援法第61条に基づく法定の計画
- 計画期間：**令和2年度～令和6年度の5年間**
- 基本理念：すべての子育てが喜びとなり すべての子どもが健やかに成長するために
- 基本理念に基づき、4つの基本目標の下、27の個別施策、94の個別事業を掲げ、計画の進捗管理をするために、3つの成果指標との80の活動指標を設定

「量の見込み」と「確保方策」

- 計画に掲げる事業のうち、幼児期の教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業については、「量の見込み」と、それに対応する「確保方策（確保の内容と実施時期）」を設定

「量の見込み」= 利用に関する需要量

令和4年度、内閣府の指針に基づき、中間見直しを実施

「確保方策」= 定員等の供給量と整備の時期

- 保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域として、事業ごとに「教育・保育提供区域」を設定し、「量の見込み」と「確保方策」は提供区域ごとに設定

令和7年度を始期とする第三期計画の策定が必要

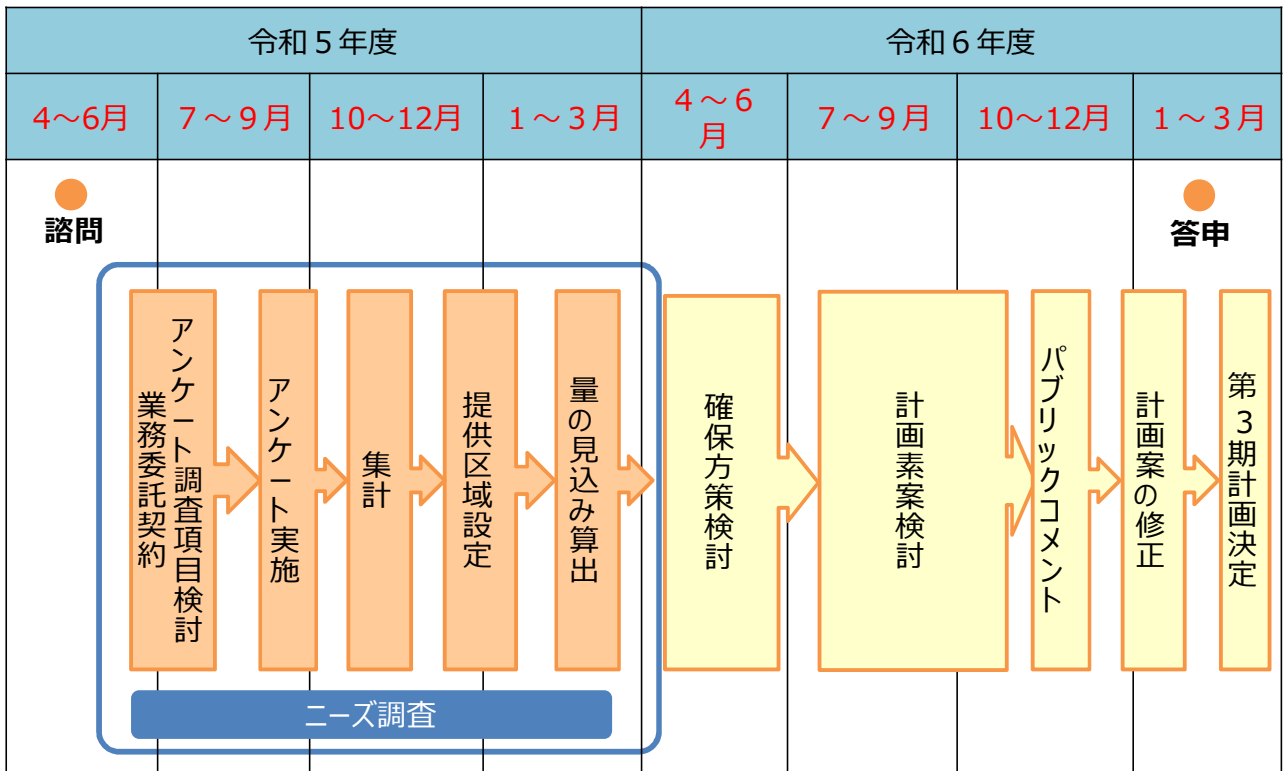
ニーズ調査について

2

- 子ども・子育て支援法や内閣府の指針に基づき実施する、児童の保護者に対する調査
- **現在の利用状況及び今後の利用希望や保護者の就労状況などを把握**
- 現計画策定に当たっては平成30年度に実施

第三期計画策定の基礎資料とするため、令和5年度に実施が必要

概要	
調査対象	未就学児の保護者 4,000人（前回と同様）
	小学校1～3年生の保護者 2,000人（前回と同様）
抽出方法	住民基本台帳から抽出（前回平成30年9月1日現在で抽出）
調査方法	アンケート調査方式（前回質問票郵送による）
質問項目	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと家族の状況について ・保護者の就労状況について ・平日の定期的な教育・保育事業の利用について ・地域の子育て支援事業の利用について ・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望について ・子どもの病気の際の対応について ・放課後の過ごし方について など
回収率	60%（見込み）（前回58.3%）



- 計画の策定については長野市社会福祉審議会へ諮問し、長野市版子ども・子育て会議である同審議会児童福祉専門分科会で調査審議を行うとともに、ニーズ調査結果や計画素案等については、議会（政策説明会・福祉環境委員会）へ適時、報告・説明する。

第二期長野市子ども・子育て支援事業計画 中間年の見直し

令和5年1月

こども未来部

1 中間年の見直しの概要

- (1) 最近の動向のうち特記すべき事項を追加
- (2) 計画期間中に新たに取組を始めた・始めたい主な事業等を追加・修正(児童福祉法の改正に伴う修正等を含む)
- (3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容等の見直し
- (4) 計画期間中に当初設定した目標を達成した事業の目標値の再設定

2 最近の動向のうち特記すべき事項を追加

- (1) こども基本法の制定とこども家庭庁の創設
- (2) 令和4年改正児童福祉法の成立
- (3) 少子高齢化や核家族化が進み、共働き家庭等が増える中で、ヤングケアラーの存在が表面化
- (4) 長野市子どもの貧困対策計画の策定

第1部 総論

第1章 計画策定に当たって

2 計画策定の背景

(1) 各種制度の動向

⑧こども基本法の制定とこども家庭庁の創設

○令和4年6月15日、子ども政策の包括的な基本法である「こども基本法」と、子ども政策の司令塔となる新たな組織である「こども家庭庁設置法」が参議院で可決され成立しました。

○こども基本法は、子どもの権利条約の一般原則である「差別の禁止」、「子どもの最善の利益の優先」、「子どもの意見の尊重」などの重要な権利が明記されるとともに、これら子どもの権利をどう守っていくのかという基本的な理念が定められており、今後の子どもに関する施策の推進に当たって常に念頭に置くべき基本法となります。

○こども家庭庁は、令和5年4月1日に設置される予定であり、厚生労働省が所管する保育所や虐待対応、母子保健と、内閣府が所管する認定こども園や貧困対策などが移管されることとなります。

⑨令和4年改正児童福祉法の成立

- 改正児童福祉法により、市において、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター(母子保健)の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置に努めることとされました。
- 市における子育て家庭への支援の充実においては、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・質・量の充実を図ることとされ、「子育て世帯訪問支援事業」(訪問による生活の支援)などが新設されます。

⑩少子高齢化や核家族化が進み、共働き家庭等が増える中で、ヤングケアラーの存在が表面化

- ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。そのため、本当なら享受できたはずの勉強に励む時間、部活に打ち込む時間など「子どもとしての時間」を失ってしまうことが懸念されます。ヤングケアラーの存在は近年になって大きくクローズアップされ市民の認知度も上がってきており、ヤングケアラーの概念がさらに広く理解されるよう努めるとともに、その解決に向けた方策を検討する必要があります。
- 子どもの養育や育児に不安や負担を抱える子育て家庭だけではなく、保護者(妊産婦を含む)自身が支援を必要とする家庭が増加傾向にあります。こうした需要に対応するため、訪問支援員(仮称)が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家族が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・育児等の支援を行うことで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ必要があります。

(2) 県・長野市の動向

④長野市子どもの貧困対策計画の策定

- 令和4年度に策定する「長野市子どもの貧困対策計画」において、本市においてもおよそ11人に1人の子どもが、家庭が低所得であったり、経済的な理由で経験の機会が失われている状況にあることが明らかになりました。子ども・子育て支援事業計画において個別施策の一つとして掲げる「子どもの貧困対策の推進」に加え、長野市子ども貧困対策計画に体系化した施策により対策を進めることとします。

3 計画期間中に新たに取組を始めた・始めたい主な事業等を追加・修正(児童福祉法の改正に伴う修正等を含む)

(1) こどもに関する総合的な相談窓口の設置 **◀新規追加項目▶**

第1部 総論

第2章 計画の基本的な考え方

5 切れ目のない支援に向けたこどもに関する総合的な相談窓口の設置

こどもに関する総合的な相談窓口として「こども総合支援センター『あのえっと』」を設置しました。

こども総合支援センター「あのえっと」は、従来の「こども相談室」(個別施策 15 幼児期の母子保健と相談体制の充実 1502 こども相談室 計画 48 ページ)を発展させ教育に関する相談機能を加えるとともに、庁内やこども広場・地域子育て支援センターなど関係機関と連携することで切れ目やすきまの無い支援を目指す、こども、保護者、子どもに関わる全ての人からの総合相談窓口です。特に、教育委員会が行っていた教育関係の相談を含めることで、こども未来部と教育委員会との連携が強化されました。

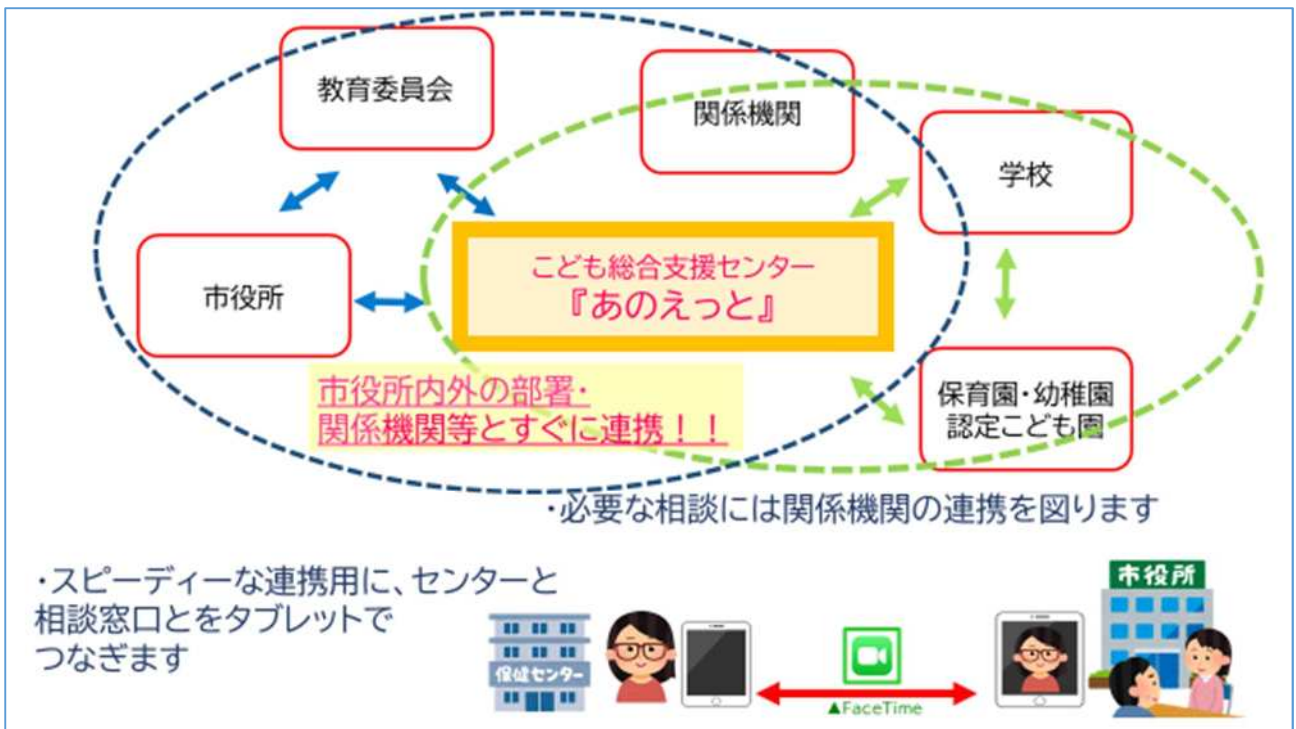
従って、本計画における位置づけとしては、並列する個別施策を有機的に連携させるための「縦軸機能」と考えることができ、同時に関係機関相互連携のハブとしての機能を持ちます。また、関係機関との連携を図る場として個別ケースへの対応を図る支援会議や情報共有を図る連携会議を開催することとしています。

総合的な相談窓口は機能であると同時に事業としての側面を持つため、指標・目標値を設定します。

【指標・目標値】

指 標	基準値 (令和4年)	目標値 (令和6年)
関係機関との連携会議開催回数	3回	6回

こども総合支援センターのイメージ



(2)子育て短期支援事業の拡充 **《事業概要に拡充内容を追加(下線部分)》**

第2部 施策の展開

第3章 子どもと保護者がともに成長するため子育て家庭・保護者を支援する

基本施策⑥ 乳幼児期から思春期までの子育て支援の充実

【個別施策16】 地域子ども・子育て支援事業の充実

〈主な事業〉

1603 ショートステイ・トワイライトステイ

【事業概要】

- 保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭、育児による疲労等のため、……(略)
- 保護者の仕事、その他の……(略)
- 児童虐待の未然防止に……(略)
- 保護者が子どもと共に入所や利用することができたり、子どもが自ら入所・利用を希望した場合に入所や利用が可能となるよう制度の拡充を検討します。

(3)子育て世帯訪問支援事業(訪問による生活の支援)の創設に向けた検討

《新規追加項目》

第2部 施策の展開

第3章 子どもと保護者がともに成長するため子育て家庭・保護者を支援する

基本施策⑥ 乳幼児期から思春期までの子育て支援の充実

【個別施策16】 地域子ども・子育て支援事業の充実

〈主な事業〉

1605 子育て世帯等訪問支援事業

【事業概要】

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等(支援を要するヤングケアラーを含む。)を対象として、子育てに関する情報提供や家事・養育に関する援助など訪問型の支援を検討します。

(4)子育て・子育て支援団体が行う子どもの居場所づくりへの支援

《新規追加項目》

第2部 施策の展開

第4章 地域で子どもが安心して過ごせるよう社会全体で子どもの育ち・子育てを支援する

基本施策⑨ 地域における子育て支援の推進

【個別施策 24】 地域における子ども・子育て支援活動の活性化

〈主な事業〉

2407 子育て・子育て支援団体が行う子どもの居場所づくりへの支援

【事業概要】

○子育て・子育て支援団体が行う子どもの居場所づくりのうち、

- ・利用する子どもの属性を限定しないこと
- ・常設でいつでも利用できる拠点があること
- ・地域や学校と連携・情報共有できること
- ・多様な子どもの見守り・支援に繋がるよう複数の事業に取り組むこと などの条件を満たしたものについて、事業の自立に向けた一定期間の間補助金を交付します。

【指標・目標値】

指標	基準値 (令和3年)	目標値 (令和6年)
当該の居場所を利用した子どもの数	3,815人	8,235人

※個別施策16に関連事業として記載

(5)一時預かり事業におけるレスパイト利用の明確化

《事業概要にレスパイト利用の明確化について追加(下線部分)》

第2部 施策の展開

第4章 地域で子どもが安心して過ごせるよう社会全体で子どもの育ち・子育てを支援する。

基本施策⑩ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

【個別施策26】 仕事と子育ての両立のための基盤整備

〈主な事業〉

2603 一時預かり事業

【事業概要】

[幼稚園型]

(略)

[幼稚園型以外]

○保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭等により一時的に家庭での保育が困難な場合、また、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための子育て支援として、保育所等で一時的に預けることができる一時預かり事業を実施します。

4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容等の見直し

(1) 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

令和3年10月1日時点における支給認定区分ごとの子どもの実績値と、計画における量の見込みを比較し、かい離の状況を確認したところ、複数の提供区域において「原則として見直しが必要」とされる±10%以上のかい離がありました。

【量の見込み見直しの考え方】(下線部分が追加・変更箇所)

「推計児童数」×「支給認定割合」＝「見直し後の量の見込み(人)」により算出しました。

・推計児童数について

平成27年の国勢調査の結果から作成した長野市の人口推計を基に、平成27年～令和4年の各年10月1日時点の人口統計との差の補正を行い、予測値として利用しました。

区分	年齢	H27.10.1	H28.10.1	H29.10.1	H30.10.1	R1.10.1	R2.10.1	R3.10.1	R4.10.1	R5.10.1	R6.10.1
H27国勢調査による推計	0歳	2,790	3,056	3,040	2,994	2,949	2,703	2,652	2,601	2,543	2,483
	1歳	2,903	2,786	3,052	3,036	2,990	2,945	2,699	2,648	2,597	2,539
	2歳	3,044	2,902	2,785	3,051	3,035	2,989	2,944	2,698	2,647	2,596
	3歳	3,107	3,043	2,901	2,784	3,050	3,034	2,988	2,943	2,697	2,646
	4歳	3,192	3,106	3,042	2,900	2,783	3,049	3,033	2,987	2,942	2,696
長野市人口統計 R5,R6は予測値	0歳	2,929	2,890	2,774	2,648	2,580	2,465	2,405	2,348	2,290	2,230
	1歳	3,024	2,989	2,993	2,836	2,678	2,646	2,535	2,445	2,410	2,352
	2歳	3,135	3,021	2,981	2,932	2,806	2,698	2,651	2,524	2,432	2,397
	3歳	3,179	3,133	3,014	2,974	2,935	2,784	2,694	2,620	2,514	2,422
	4歳	3,265	3,185	3,119	2,999	2,953	2,932	2,788	2,675	2,611	2,505
	5歳	3,338	3,273	3,178	3,107	2,989	2,955	2,921	2,778	2,669	2,605

・支給認定割合について

過去の量の見込み(入所児童数)／児童数(人口統計)により算出しました。

区分	年齢区分	H27.10.1	H28.10.1	H29.10.1	H30.10.1	R1.10.1	R2.10.1	R3.10.1	R4.10.1	R5.10.1	R6.10.1
児童数 (人口統計)	0歳	2,929	2,890	2,774	2,648	2,580	2,465	2,405	2,348	2,290	2,230
	1,2歳	6,159	6,010	5,974	5,768	5,484	5,344	5,186	4,969	4,842	4,749
	3,4,5歳	9,782	9,591	9,311	9,080	8,877	8,671	8,403	8,073	7,794	7,532
入所児童数	0歳	277	523	529	516	510	520	556	597	635	669
	1,2歳	2,418	2,604	2,681	2,619	2,543	2,577	2,667	2,655	2,684	2,727
	3,4,5歳	5,835	5,869	5,652	5,540	5,413	5,246	5,004	4,807	4,641	4,485
	教育利用	3,692	3,559	3,485	3,488	3,293	3,314	3,438	3,343	3,267	3,195
支給認定割合	0歳	9.5%	18.1%	19.1%	19.5%	19.8%	21.1%	23.1%	25.4%	27.7%	30.0%
	1,2歳	39.3%	43.3%	44.9%	45.4%	46.4%	48.2%	51.4%	53.4%	55.4%	57.4%
	3,4,5歳	59.7%	61.2%	60.7%	61.0%	61.0%	60.5%	59.6%	59.6%	59.6%	59.6%
	教育利用	37.7%	37.1%	37.4%	38.4%	37.1%	38.2%	40.9%	41.4%	41.9%	42.4%

H27 から R3 までの児童数と入所児童数の実績から支給認定割合の伸び率の平均を算出。R4 から R6 までの支給認定割合の予測値に推計児童数を掛けて R4 から R6 までの入所児童数の推計を算出した。

【確保方策の考え方】

令和5年度、令和6年度では、量の見込みに注視しながら、引き続き定員の弾力化※等により入所児童の受け入れを行います。併せて、必要な保育士を確保しながら、2号認定(3～5歳)の定員を減らし3号認定(0～2歳)の定員を増やす等、実態に合わせた利用定員の変更により、利用定員(確保の内容)を確保します。

※待機児童解消等のため、定員を超えて入所できるようにすること。

ただし、保育士の配置基準や保育室の面積基準などの最低基準を満たす範囲で行う。過去2年度間常に定員を超過し、各年度の平均で 120%を超える受け入れを行った場合は、定員の見直しが必要となる。

(1) 1号認定・2号認定(幼児期の学校教育の利用希望)

【単位:人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
	実績値	実績値	計画値	計画値	見直し後	計画値	見直し後
市全域							
量の見込み(a)	3,314	3,438	3,187	3,070	3,267	2,959	3,196
1号認定	3,314	2,542	2,308	2,221	2,434	2,138	2,382
2号認定(学校教育の利用希望)		896	879	849	833	821	814
確保の内容(b)	5,089	5,026	5,162	5,162	4,871	5,162	4,871
特定教育・保育施設	1,229	1,166	1,302	1,302	1,391	1,302	1,391
確認を受けない幼稚園	3,860	3,860	3,860	3,860	3,480	3,860	3,480
過不足(b-a)	1,775	1,588	1,975	2,092	1,604	2,203	1,675
A提供区域 (第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、七二会、豊野、戸隠、鬼無里、中条)							
量の見込み(a)	2,347	2,462	2,037	1,961	2,073	1,891	2,028
1号認定	2,347	1,771	1,446	1,391	1,491	1,340	1,459
2号認定(学校教育の利用希望)		691	591	570	582	551	569
確保の内容(b)	3,695	3,632	3,775	3,775	3,507	3,775	3,507
特定教育・保育施設	885	822	965	965	1,077	965	1,077
確認を受けない幼稚園	2,810	2,810	2,810	2,810	2,430	2,810	2,430
過不足(b-a)	1,348	1,170	1,738	1,814	1,434	1,884	1,479
B提供区域 (篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、信更、大岡、信州新町)							
量の見込み(a)	967	976	1,150	1,109	1,194	1,068	1,168
1号認定	967	771	862	830	943	798	923
2号認定(学校教育の利用希望)		205	288	279	251	270	245
確保の内容(b)	1,394	1,394	1,387	1,387	1,364	1,387	1,364
特定教育・保育施設	344	344	337	337	314	337	314
確認を受けない幼稚園	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
過不足(b-a)	427	418	237	278	170	319	196

(2) 2号認定(保育利用)

【単位:人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
	実績値	実績値	計画値	計画値	見直し後	計画値	見直し後
市全域							
量の見込み(a)	5,246	5,004	5,560	5,357	4,645	5,154	4,490
確保の内容(b)	6,028	5,976	6,092	6,092	5,918	6,092	5,933
過不足(b-a)	782	972	532	735	1,273	938	1,443
①提供区域(第一、第二、第四、芋井)							
量の見込み(a)	201	177	225	212	222	198	215
確保の内容(b)	238	238	260	260	238	260	238
過不足(b-a)	37	61	35	48	16	62	23
②提供区域(第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽)							
量の見込み(a)	1,443	1,417	1,417	1,359	1,392	1,301	1,345
確保の内容(b)	1,541	1,593	1,494	1,494	1,593	1,494	1,593
過不足(b-a)	98	176	77	135	201	193	248
③提供区域(第五、芹田、安茂里、小田切、七二会)							
量の見込み(a)	691	677	628	610	644	590	623
確保の内容(b)	798	776	807	807	705	807	705
過不足(b-a)	107	99	179	197	61	217	82
④提供区域(古里、浅川、若槻、長沼)							
量の見込み(a)	512	468	609	591	536	573	519
確保の内容(b)	504	504	532	532	504	532	519
過不足(b-a)	△ 8	36	△ 77	△ 59	△ 32	△ 41	0
⑤提供区域(篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡)							
量の見込み(a)	1,676	1,561	1,908	1,839	1,386	1,769	1,339
確保の内容(b)	1,921	1,864	1,923	1,923	1,877	1,923	1,877
過不足(b-a)	245	303	15	84	491	154	538
⑥提供区域(松代)							
量の見込み(a)	268	264	295	285	180	275	174
確保の内容(b)	312	312	321	321	312	321	312
過不足(b-a)	44	48	26	36	132	46	138
⑦提供区域(若穂)							
量の見込み(a)	218	208	216	209	116	203	112
確保の内容(b)	311	286	318	318	286	318	286
過不足(b-a)	93	78	102	109	170	115	174
⑧提供区域(豊野)							
量の見込み(a)	148	147	180	174	123	169	119
確保の内容(b)	182	182	216	216	182	216	182
過不足(b-a)	34	35	36	42	59	47	63
⑨提供区域(戸隠)							
量の見込み(a)	30	34	35	33	22	32	21
確保の内容(b)	56	56	56	56	56	56	56
過不足(b-a)	26	22	21	23	34	24	35
⑩提供区域(鬼無里)							
量の見込み(a)	9	8	5	5	4	5	4
確保の内容(b)	52	52	52	52	52	52	52
過不足(b-a)	43	44	47	47	48	47	48
⑪提供区域(信州新町)							
量の見込み(a)	35	30	27	25	16	24	15
確保の内容(b)	87	87	87	87	87	87	87
過不足(b-a)	52	57	60	62	71	63	72
⑫提供区域(中条)							
量の見込み(a)	15	13	15	15	4	15	4
確保の内容(b)	26	26	26	26	26	26	26
過不足(b-a)	11	13	11	11	22	11	22

(3) 3号認定(0歳)

【単位:人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
	実績値	実績値	計画値	計画値	見直し後	計画値	見直し後
市全域							
量の見込み(a)	520	556	585	611	635	633	670
確保の内容(b)	672	678	654	654	684	654	724
過不足(b-a)	152	122	69	43	49	21	54
①提供区域(第一、第二、第四、芋井)							
量の見込み(a)	25	19	29	31	22	32	24
確保の内容(b)	30	30	28	28	30	28	30
過不足(b-a)	5	11	△1	△3	8	△4	6
②提供区域(第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽)							
量の見込み(a)	148	159	197	204	199	210	210
確保の内容(b)	174	170	171	171	170	171	210
過不足(b-a)	26	11	△26	△33	△29	△39	0
③提供区域(第五、芹田、安茂里、小田切、七二会)							
量の見込み(a)	72	75	45	45	93	45	98
確保の内容(b)	91	94	87	87	99	87	99
過不足(b-a)	19	19	42	42	6	42	1
④提供区域(古里、浅川、若槻、長沼)							
量の見込み(a)	70	67	58	59	74	61	78
確保の内容(b)	80	83	77	77	83	77	83
過不足(b-a)	10	16	19	18	9	16	5
⑤提供区域(篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡)							
量の見込み(a)	159	182	205	216	191	227	201
確保の内容(b)	196	200	190	190	201	190	201
過不足(b-a)	37	18	△15	△26	10	△37	0
⑥提供区域(松代)							
量の見込み(a)	16	18	19	20	21	21	23
確保の内容(b)	27	27	26	26	27	26	27
過不足(b-a)	11	9	7	6	6	5	4
⑦提供区域(若穂)							
量の見込み(a)	15	22	11	12	14	12	14
確保の内容(b)	30	30	30	30	30	30	30
過不足(b-a)	15	8	19	18	16	18	16
⑧提供区域(豊野)							
量の見込み(a)	11	10	12	13	16	13	17
確保の内容(b)	23	23	24	24	23	24	23
過不足(b-a)	12	13	12	11	7	11	6
⑨提供区域(戸隠)							
量の見込み(a)	2	2	3	4	2	4	2
確保の内容(b)	5	5	5	5	5	5	5
過不足(b-a)	3	3	2	1	3	1	3
⑩提供区域(鬼無里)							
量の見込み(a)	0	0	0	0	1	0	1
確保の内容(b)	1	1	1	1	1	1	1
過不足(b-a)	1	1	1	1	0	1	0
⑪提供区域(信州新町)							
量の見込み(a)	2	1	6	7	2	8	2
確保の内容(b)	12	12	12	12	12	12	12
過不足(b-a)	10	11	6	5	10	4	10
⑫提供区域(中条)							
量の見込み(a)	0	1	0	0	0	0	0
確保の内容(b)	3	3	3	3	3	3	3
過不足(b-a)	3	2	3	3	3	3	3

(4) 3号認定(1・2歳)

【単位:人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
	実績値	実績値	計画値	計画値	見直し後	計画値	見直し後
市全域							
量の見込み(a)	2,577	2,667	2,518	2,543	2,683	2,558	2,727
確保の内容(b)	2,645	2,643	2,638	2,638	2,658	2,638	2,872
過不足(b-a)	68	△ 24	120	95	△ 25	80	145
①提供区域(第一、第二、第四、芋井)							
量の見込み(a)	94	102	96	94	110	91	111
確保の内容(b)	102	102	102	102	102	102	111
過不足(b-a)	8	0	6	8	△ 8	11	0
②提供区域(第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽)							
量の見込み(a)	779	810	760	772	833	781	847
確保の内容(b)	770	775	770	770	775	770	847
過不足(b-a)	△ 9	△ 35	10	△ 2	△ 58	△ 11	0
③提供区域(第五、芹田、安茂里、小田切、七二会)							
量の見込み(a)	384	381	335	341	387	346	393
確保の内容(b)	352	351	347	347	360	347	393
過不足(b-a)	△ 32	△ 30	12	6	△ 27	1	0
④提供区域(古里、浅川、若槻、長沼)							
量の見込み(a)	247	261	258	255	302	252	307
確保の内容(b)	268	265	273	273	265	273	307
過不足(b-a)	21	4	15	18	△ 37	21	0
⑤提供区域(篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡)							
量の見込み(a)	770	819	793	802	815	808	829
確保の内容(b)	768	765	754	754	771	754	829
過不足(b-a)	△ 2	△ 54	△ 39	△ 48	△ 44	△ 54	0
⑥提供区域(松代)							
量の見込み(a)	104	106	76	76	98	75	99
確保の内容(b)	116	116	118	118	116	118	116
過不足(b-a)	12	10	42	42	18	43	17
⑦提供区域(若穂)							
量の見込み(a)	88	79	69	69	65	68	67
確保の内容(b)	134	134	134	134	134	134	134
過不足(b-a)	46	55	65	65	69	66	67
⑧提供区域(豊野)							
量の見込み(a)	74	79	100	104	55	108	56
確保の内容(b)	73	73	78	78	73	78	73
過不足(b-a)	△ 1	△ 6	△ 22	△ 26	18	△ 30	17
⑨提供区域(戸隠)							
量の見込み(a)	22	14	6	5	9	4	9
確保の内容(b)	11	11	11	11	11	11	11
過不足(b-a)	△ 11	△ 3	5	6	2	7	2
⑩提供区域(鬼無里)							
量の見込み(a)	3	3	6	6	1	6	1
確保の内容(b)	7	7	7	7	7	7	7
過不足(b-a)	4	4	1	1	6	1	6
⑪提供区域(信州新町)							
量の見込み(a)	8	10	14	14	6	14	6
確保の内容(b)	31	31	31	31	31	31	31
過不足(b-a)	23	21	17	17	25	17	25
⑫提供区域(中条)							
量の見込み(a)	4	3	5	5	2	5	2
確保の内容(b)	13	13	13	13	13	13	13
過不足(b-a)	9	10	8	8	11	8	11

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等
の見直し

令和3年度の量の見込みの実績値が計画よりも±10%以上のかい離がある9事業のうち5事業及び事業規模を拡大した1事業の計6事業について、実績を踏まえて量の見込みの見直しを行い、併せて見直し後の量の見込みに対応する確保方策(確保の内容及び実施時期)を設定しました。

なお、かい離のある9事業のうち残りの4事業については、かい離の原因が新型コロナウイルス感染症の影響等によるため中間見直しが必要かどうかの判断ができないことから、見直しを行いませんでした。また、『はじめまして赤ちゃん事業』については、計画値と実績値に大きなかい離がないため、見直しを行いませんでした。

【見直しを行う事業】

	事業名	
(1)	利用者支援事業	②母子保健型 ※
(3)	放課後子ども総合プラン	
(4)	ショートステイ・トワイライトステイ	
(6)	養育支援訪問事業	
(10)	ファミリーサポートセンター	
(11)	妊婦健康診査	

※:事業規模の拡大に伴い見直しを行う事業

見直し後の量の見込み等(下線部分が追加・変更箇所)

(1) 利用者支援事業[母子保健型]

【事業概要(個別施策から抜粋)】

主に保健センターで、保健師等の専門職が妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援につなげるため、様々な相談に対応し、支援が必要な際はその内容に応じた適切な対応先を紹介することで、相談者の不安を軽減する事業です。

【量の見込み見直しの考え方】

妊娠届の提出(母子健康手帳の交付)を支所での受付を引き上げ、主に母子保健コーディネーターを配置する保健センターで受付して妊婦との全数面談を実施するため、令和4年度から母子保健コーディネーターを2名増員し、新たに2か所の保健センターへ配置したことから、量の見込みに追加しました。

【確保方策の考え方】

保健センターに専任保健師等の「母子保健コーディネーター」を配置及び本庁健康課窓口^①に保健師を配置して国の推進する子育て世代包括支援センターの機能を持たせ、「妊娠・出産包括支援事業(ながの版ネウボラ)」^②を取り組むことにより量の見込みの確保を図ります。

		【単位:か所】						
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
		実績値	実績値	計画値	計画値	見直し後	計画値	見直し後
市全域	② 母子保健型							
	量の見込み(a)	7	7	7	7	9	7	9
	確保の内容(b)	7	7	7	7	9	7	9
	過不足(b-a)	0	0	0	0	0	0	0

(3) 放課後子ども総合プラン

【事業概要(個別施策から抜粋)】

小学校または特別支援学校の小学部に就学している児童に対し、放課後等に安全で安心な遊びの場及び生活の場において多様な体験活動、交流等の機会を提供することにより、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図ることを目的とした事業です。

【量の見込み見直しの考え方】

令和3年度の実績値に児童数の将来推計値を加味し、計画値を見直しました。また、学校の余裕教室をプラン施設(プラザ)へ移行した校区については確保の方策についても併せて見直しました。

【確保方策の考え方】

全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、教育委員会・小学校と連携・協力して特別教室や多目的棟を活用し、量の見込みの確保を図ります。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
		実績値	実績値	計画値	計画値	見直し後	計画値	見直し後
【単位:人】								
市全域	量の見込み(a)	8,718	8,335	8,998	8,950	8,595	8,910	8,502
	留守家庭児童	8,585	8,223	8,560	8,514	8,161	8,481	8,074
	希望児童	133	112	438	436	436	429	429
	確保の内容(b)	12,287	12,422	12,872	12,872	13,459	12,872	13,459
	過不足(b-a)	3,569	4,087	3,874	3,922	4,864	3,962	4,957
城山	量の見込み(a)	187	207	193	185	198	188	200
	留守家庭児童	183	203	181	174	187	176	188
	希望児童	4	4	12	11	11	12	12
	確保の内容(b)	233	221	233	233	260	233	260
	過不足(b-a)	46	14	40	48	62	45	60
鍋屋田	量の見込み(a)	113	115	113	126	122	117	114
	留守家庭児童	106	108	99	110	106	103	100
	希望児童	7	7	14	16	16	14	14
	確保の内容(b)	114	114	165	165	165	165	165
	過不足(b-a)	1	▲1	52	39	43	48	51
加茂	量の見込み(a)	152	132	156	155	123	148	117
	留守家庭児童	149	129	152	151	121	144	114
	希望児童	3	3	4	4	4	4	4
	確保の内容(b)	209	209	192	192	209	192	209
	過不足(b-a)	57	77	36	37	86	44	92
山王	量の見込み(a)	120	109	93	93	95	88	86
	留守家庭児童	120	108	93	93	95	88	86
	希望児童	0	1	0	0	0	0	0
	確保の内容(b)	205	205	205	205	205	205	205
	過不足(b-a)	85	96	112	112	110	117	119
芹田	量の見込み(a)	320	299	325	329	329	341	341
	留守家庭児童	310	292	309	313	313	324	324
	希望児童	10	7	16	16	16	17	17
	確保の内容(b)	527	527	527	527	527	527	527
	過不足(b-a)	207	228	202	198	198	186	186
古牧	量の見込み(a)	277	281	295	309	309	326	326
	留守家庭児童	277	281	295	309	309	326	326
	希望児童	0	0	0	0	0	0	0
	確保の内容(b)	347	347	347	347	347	347	347
	過不足(b-a)	70	66	52	38	38	21	21
三輪	量の見込み(a)	254	243	252	243	243	244	244
	留守家庭児童	253	243	249	240	240	241	241
	希望児童	1	0	3	3	3	3	3
	確保の内容(b)	349	349	349	349	349	349	349
	過不足(b-a)	95	106	97	106	106	105	105

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
		実績値	実績値	計画値	計画値	見直し後	計画値	見直し後
緑ヶ丘	量の見込み(a)	218	200	243	236	185	237	183
	留守家庭児童	217	198	242	236	185	237	183
	希望児童	1	2	1	0	0	0	0
	確保の内容(b)	294	294	294	294	294	294	294
	過不足(b-a)	76	94	51	58	109	57	111
吉田	量の見込み(a)	363	307	363	352	296	362	299
	留守家庭児童	362	305	338	328	272	338	275
	希望児童	1	2	25	24	24	24	24
	確保の内容(b)	397	397	397	397	397	397	397
	過不足(b-a)	34	90	34	45	101	35	98
裾花	量の見込み(a)	239	246	249	250	250	263	263
	留守家庭児童	235	241	241	242	242	255	255
	希望児童	4	5	8	8	8	8	8
	確保の内容(b)	327	327	327	327	365	327	365
	過不足(b-a)	88	81	78	77	115	64	102
城東	量の見込み(a)	155	127	144	144	144	140	140
	留守家庭児童	153	127	136	136	136	132	132
	希望児童	2	0	8	8	8	8	8
	確保の内容(b)	206	206	206	206	234	206	234
	過不足(b-a)	51	79	62	62	90	66	94
湯谷	量の見込み(a)	174	147	209	214	168	220	172
	留守家庭児童	174	147	190	195	149	201	153
	希望児童	0	0	19	19	19	19	19
	確保の内容(b)	210	210	301	301	210	301	210
	過不足(b-a)	36	63	92	87	42	81	38
南部	量の見込み(a)	281	267	284	286	286	298	298
	留守家庭児童	278	266	264	266	266	277	277
	希望児童	3	1	20	20	20	21	21
	確保の内容(b)	302	302	302	302	340	302	340
	過不足(b-a)	21	35	18	16	54	4	42
大豆島	量の見込み(a)	381	372	417	421	421	435	435
	留守家庭児童	380	370	394	397	397	410	410
	希望児童	1	2	23	24	24	25	25
	確保の内容(b)	509	509	509	509	509	509	509
	過不足(b-a)	128	137	92	88	88	74	74
朝陽	量の見込み(a)	230	213	251	266	266	269	269
	留守家庭児童	230	210	240	255	255	258	258
	希望児童	0	3	11	11	11	11	11
	確保の内容(b)	282	401	401	401	359	401	359
	過不足(b-a)	52	188	150	135	93	132	90
柳原	量の見込み(a)	185	168	225	215	155	211	148
	留守家庭児童	184	167	225	215	155	211	148
	希望児童	1	1	0	0	0	0	0
	確保の内容(b)	240	240	240	240	278	240	278
	過不足(b-a)	55	72	15	25	123	29	130

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
		実績値	実績値	計画値	計画値	見直し後	計画値	見直し後
長沼	量の見込み(a)	62	60	52	49	58	50	54
	留守家庭児童	57	58	50	47	56	48	52
	希望児童	5	2	2	2	2	2	2
	確保の内容(b)	54	54	109	109	60	109	60
	過不足(b-a)	▲8	▲6	57	60	2	59	6
古里	量の見込み(a)	295	308	324	340	340	347	347
	留守家庭児童	286	299	290	304	304	310	310
	希望児童	9	9	34	36	36	37	37
	確保の内容(b)	257	257	363	363	363	363	363
	過不足(b-a)	▲38	▲51	39	23	23	16	16
若槻	量の見込み(a)	188	196	208	197	197	191	191
	留守家庭児童	188	195	208	197	197	191	191
	希望児童	0	1	0	0	0	0	0
	確保の内容(b)	190	190	228	228	228	228	228
	過不足(b-a)	2	▲6	20	31	31	37	37
徳間	量の見込み(a)	299	300	294	297	297	307	307
	留守家庭児童	299	300	283	286	286	296	296
	希望児童	0	0	11	11	11	11	11
	確保の内容(b)	290	290	341	341	341	341	341
	過不足(b-a)	▲9	▲10	47	44	44	34	34
浅川	量の見込み(a)	123	126	102	94	109	91	103
	留守家庭児童	117	123	99	91	106	88	100
	希望児童	6	3	3	3	3	3	3
	確保の内容(b)	261	261	261	261	261	261	261
	過不足(b-a)	138	135	159	167	152	170	158
芋井	量の見込み(a)	18	18	18	21	22	18	19
	留守家庭児童	18	18	14	17	18	14	15
	希望児童	0	0	4	4	4	4	4
	確保の内容(b)	106	106	106	106	106	106	106
	過不足(b-a)	88	88	88	85	84	88	87
安茂里	量の見込み(a)	130	114	150	139	104	148	108
	留守家庭児童	127	112	141	131	96	139	99
	希望児童	3	2	9	8	8	9	9
	確保の内容(b)	252	252	252	252	215	252	215
	過不足(b-a)	122	138	102	113	111	104	107
松ヶ丘	量の見込み(a)	112	103	120	118	98	112	94
	留守家庭児童	112	102	113	112	92	106	88
	希望児童	0	1	7	6	6	6	6
	確保の内容(b)	284	284	284	284	246	284	246
	過不足(b-a)	172	181	164	166	148	172	152
通明	量の見込み(a)	357	333	400	397	397	400	400
	留守家庭児童	357	333	370	367	367	370	370
	希望児童	0	0	30	30	30	30	30
	確保の内容(b)	435	435	435	435	507	435	507
	過不足(b-a)	78	102	35	38	110	35	107

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
		実績値	実績値	計画値	計画値	見直し後	計画値	見直し後
篠ノ井東	量の見込み(a)	252	261	271	266	266	247	247
	留守家庭児童	252	261	263	258	258	240	240
	希望児童	0	0	8	8	8	7	7
	確保の内容(b)	282	282	282	282	282	282	282
	過不足(b-a)	30	21	11	16	16	35	35
篠ノ井西	量の見込み(a)	323	303	341	332	280	314	260
	留守家庭児童	321	303	335	326	274	308	254
	希望児童	2	0	6	6	6	6	6
	確保の内容(b)	371	371	371	371	401	371	401
	過不足(b-a)	48	68	30	39	121	57	141
共和	量の見込み(a)	226	227	200	205	223	220	232
	留守家庭児童	217	219	181	185	203	198	210
	希望児童	9	8	19	20	20	22	22
	確保の内容(b)	280	280	280	280	415	280	415
	過不足(b-a)	54	53	80	75	192	60	183
信里	量の見込み(a)	33	33	35	33	50	28	43
	留守家庭児童	29	31	12	11	28	9	24
	希望児童	4	2	23	22	22	19	19
	確保の内容(b)	103	103	103	103	103	103	103
	過不足(b-a)	70	70	68	70	53	75	60
塩崎	量の見込み(a)	122	129	110	109	122	111	123
	留守家庭児童	122	129	110	109	122	111	123
	希望児童	0	0	0	0	0	0	0
	確保の内容(b)	164	164	164	164	294	164	294
	過不足(b-a)	42	35	54	55	172	53	171
松代	量の見込み(a)	129	119	133	127	127	119	119
	留守家庭児童	129	119	130	124	124	117	117
	希望児童	0	0	3	3	3	2	2
	確保の内容(b)	228	228	228	228	228	228	228
	過不足(b-a)	99	109	95	101	101	109	109
清野	量の見込み(a)	27	28	31	29	20	27	18
	留守家庭児童	27	27	31	29	20	27	18
	希望児童	0	1	0	0	0	0	0
	確保の内容(b)	45	45	45	45	106	45	106
	過不足(b-a)	18	17	14	16	86	18	88
西条	量の見込み(a)	44	50	60	60	60	61	61
	留守家庭児童	42	48	53	53	53	55	55
	希望児童	2	2	7	7	7	6	6
	確保の内容(b)	60	60	112	112	112	112	112
	過不足(b-a)	16	10	52	52	52	51	51
豊栄	量の見込み(a)	45	38	40	34	34	32	32
	留守家庭児童	43	38	38	33	33	31	31
	希望児童	2	0	2	1	1	1	1
	確保の内容(b)	97	97	97	97	97	97	97
	過不足(b-a)	52	59	57	63	63	65	65

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
		実績値	実績値	計画値	計画値	見直し後	計画値	見直し後
東条	量の見込み(a)	86	80	92	85	82	76	78
	留守家庭児童	84	77	91	84	81	75	77
	希望児童	2	3	1	1	1	1	1
	確保の内容(b)	223	223	223	223	223	223	223
	過不足(b-a)	137	143	131	138	141	147	145
寺尾	量の見込み(a)	78	65	70	65	65	60	60
	留守家庭児童	71	62	67	62	62	57	57
	希望児童	7	3	3	3	3	3	3
	確保の内容(b)	101	101	101	101	104	101	104
	過不足(b-a)	23	36	31	36	39	41	44
綿内	量の見込み(a)	157	142	167	161	129	157	126
	留守家庭児童	152	133	166	160	128	156	125
	希望児童	5	9	1	1	1	1	1
	確保の内容(b)	160	160	199	199	199	199	199
	過不足(b-a)	3	18	32	38	70	42	73
川田	量の見込み(a)	81	91	63	63	94	58	92
	留守家庭児童	80	89	62	62	93	57	91
	希望児童	1	2	1	1	1	1	1
	確保の内容(b)	70	101	70	70	155	70	155
	過不足(b-a)	▲11	10	7	7	61	12	63
保科	量の見込み(a)	63	53	38	38	46	32	39
	留守家庭児童	61	52	38	38	46	32	39
	希望児童	2	1	0	0	0	0	0
	確保の内容(b)	93	93	93	93	93	93	93
	過不足(b-a)	30	40	55	55	47	61	54
昭和	量の見込み(a)	283	261	288	298	298	301	301
	留守家庭児童	283	260	279	289	289	292	292
	希望児童	0	1	9	9	9	9	9
	確保の内容(b)	311	311	311	311	311	311	311
	過不足(b-a)	28	50	23	13	13	10	10
川中島	量の見込み(a)	243	202	202	183	183	163	163
	留守家庭児童	243	202	183	165	165	148	148
	希望児童	0	0	19	18	18	15	15
	確保の内容(b)	333	333	333	333	333	333	333
	過不足(b-a)	90	131	131	150	150	170	170
青木島	量の見込み(a)	211	241	269	273	273	251	251
	留守家庭児童	211	241	269	273	273	251	251
	希望児童	0	0	0	0	0	0	0
	確保の内容(b)	308	308	308	308	395	308	395
	過不足(b-a)	97	67	39	35	122	57	144
下氷鉋	量の見込み(a)	224	226	249	254	254	240	240
	留守家庭児童	222	226	239	244	244	230	230
	希望児童	2	0	10	10	10	10	10
	確保の内容(b)	350	350	350	350	343	350	343
	過不足(b-a)	126	124	101	96	89	110	103

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
		実績値	実績値	計画値	計画値	見直し後	計画値	見直し後
三本柳	量の見込み(a)	311	297	374	384	302	403	307
	留守家庭児童	311	297	360	370	288	388	292
	希望児童	0	0	14	14	14	15	15
	確保の内容(b)	667	667	667	667	667	667	667
	過不足(b-a)	356	370	293	283	365	264	360
真島	量の見込み(a)	63	65	68	64	80	58	73
	留守家庭児童	61	64	49	45	61	41	56
	希望児童	2	1	19	19	19	17	17
	確保の内容(b)	162	162	162	162	162	162	162
	過不足(b-a)	99	97	94	98	82	104	89
七二会	量の見込み(a)	23	18	28	28	20	31	21
	留守家庭児童	19	16	23	22	14	25	15
	希望児童	4	2	5	6	6	6	6
	確保の内容(b)	64	64	64	64	64	64	64
	過不足(b-a)	41	46	36	36	44	33	43
信更	量の見込み(a)	27	26	23	19	19	18	18
	留守家庭児童	25	24	20	17	17	16	16
	希望児童	2	2	3	2	2	2	2
	確保の内容(b)	125	125	125	125	125	125	125
	過不足(b-a)	98	99	102	106	106	107	107
豊野西	量の見込み(a)	178	159	153	150	150	149	149
	留守家庭児童	173	159	147	144	144	143	143
	希望児童	5	0	6	6	6	6	6
	確保の内容(b)	218	218	218	218	218	218	218
	過不足(b-a)	40	59	65	68	68	69	69
豊野東	量の見込み(a)	88	86	95	96	78	101	78
	留守家庭児童	87	86	95	96	78	101	78
	希望児童	1	0	0	0	0	0	0
	確保の内容(b)	168	165	168	168	230	168	230
	過不足(b-a)	80	79	73	72	152	67	152
戸隠	量の見込み(a)	39	31	30	28	32	27	33
	留守家庭児童	38	30	24	22	26	21	27
	希望児童	1	1	6	6	6	6	6
	確保の内容(b)	44	44	44	44	44	44	44
	過不足(b-a)	5	13	14	16	12	17	11
鬼無里	量の見込み(a)	20	21	17	21	19	14	14
	留守家庭児童	20	19	17	21	19	14	14
	希望児童	0	2	0	0	0	0	0
	確保の内容(b)	210	210	210	210	210	210	210
	過不足(b-a)	190	189	193	189	191	196	196
大岡	量の見込み(a)	12	12	5	6	8	4	6
	留守家庭児童	4	7	4	4	6	3	5
	希望児童	8	5	1	2	2	1	1
	確保の内容(b)	26	26	26	26	26	26	26
	過不足(b-a)	14	14	21	20	18	22	20

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
		実績値	実績値	計画値	計画値	見直し後	計画値	見直し後
信州新町	量の見込み(a)	58	46	36	39	44	36	38
	留守家庭児童	51	40	31	34	39	32	34
	希望児童	7	6	5	5	5	4	4
	確保の内容(b)	84	84	84	84	84	84	84
	過不足(b-a)	26	38	48	45	40	48	46
中条	量の見込み(a)	39	34	30	24	25	21	22
	留守家庭児童	35	29	27	22	23	20	21
	希望児童	4	5	3	2	2	1	1
	確保の内容(b)	60	60	60	60	60	60	60
	過不足(b-a)	21	26	30	36	35	39	38

(4) ショートステイ・トワイライトステイ

【事業概要(個別施策から抜粋)】

①ショートステイ

保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭、育児による疲労等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で一定期間預かり、養育する事業です。

②トワイライトステイ

保護者の仕事、その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合に、児童養護施設等で一時的に預かり、養育する事業です。

【量の見込み見直しの考え方】

令和2年と令和3年の実績値の平均に令和2年から令和3年の伸び率を乗じて令和5年以降の量の見込みとしました。

【確保方策の考え方】

現在、ショートステイが母子支援施設も含めて7か所、トワイライトステイが6か所で実施しています。今後も引き続き受入先の確保や拡充を行い、量の見込みの確保を図るとともに本事業の利用促進につなげていきます。

【単位：人日／年】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
		実績値	実績値	計画値	計画値	見直し後	計画値	見直し後
市全域	量の見込み(a)	532	703	0	0	816	0	816
	確保の内容(b)	532	703	365	365	816	366	816
	過不足(b-a)	0	0	365	365	0	366	0

※【参考】 令和2年度計画値:0 令和3年度計画値:0

(6) 養育支援訪問事業

【事業概要(個別施策から抜粋)】

はじめまして赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等もしくはその保護者または妊産婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導及び助言を行うとともに、ヘルパーによる乳幼児の保育や家事支援等を行います。

【確保方策の考え方】

保健師等による養育に関する相談、指導及び助言並びにヘルパーによる乳幼児の保育、家事支援等を行い、全ての要支援者への支援体制を確保します。新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えが解消される傾向にあり、養育を支援する必要がある家庭に対しては、その実態に合わせ適切な利用ができるよう周知を図り、支援に繋がります。

【単位:件/年】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
		実績値	実績値	計画値	計画値	見直し後	計画値	見直し後
市全域	量の見込み(a)	274	308	343	335	335	327	327
	確保の内容(b)	274	308	343	335	335	327	327
	過不足(b-a)	0	0	0	0	0	0	0

※【参考】 令和2年度計画値:352 令和3年度計画値:350

(10) ファミリーサポートセンター

【事業概要(個別施策から抜粋)】

子育ての手助けが欲しい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)に会員登録していただき、子育てのサポート等を提供する相互援助活動を促進する事業です。

【確保方策の考え方】

量の見込みを確保するため、提供会員数及び両方会員数の拡充が必要であることから、提供会員が不足している地区を中心に住民自治協議会への会員募集依頼や提供会員や依頼会員を通じた知人等の会員登録の拡充を図り、量の見込みの確保を図ります。

【単位:人日/年】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
		実績値	実績値	計画値	計画値	見直し後	計画値	見直し後
市全域	量の見込み(a)	2,431	2,484	9,292	9,432	9,432	9,650	9,650
	確保の内容(b)	2,431	2,484	9,292	9,432	9,432	9,650	9,650
	過不足(b-a)	0	0	0	0	0	0	0

※【参考】 令和2年度計画値:9,628 令和3年度計画値:9,284

(11)妊婦健康診査

【事業概要(個別施策から抜粋)】

すべての妊婦が安心して安全に出産できるように、妊娠中の母親の健康状態や胎児の発育状態等を定期的に確認するため、妊娠中に受診する妊婦健康診査にかかる費用を公費負担する事業です。

【確保方策の考え方】

長野県医師会との委託契約により実施します。

妊娠27週(7か月)までに96%の妊婦が届け出をされ、妊婦健康診査受診票の交付を受けています。今後は、妊娠28週(8か月)以降の届け出妊婦に対し早期受診の重要性について周知を図っていきます。

また、県外の医療機関については、償還払いにより実施することにより、量の見込みに対する受診体制の確保を図ります。

【単位:人/年】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
		実績値	実績値	計画値	計画値	見直し後	計画値	見直し後
市全域	量の見込み	2,546	2,455	2,746	2,685	2,685	2,622	2,622
	確保の内容	県内全ての医療機関で実施 妊娠27週(7か月)までに96%の妊婦が届け出をされ、妊婦健康診査受診票の交付を受けています。今後は、妊娠28週(8か月)以降の届け出妊婦に対し早期受診の重要性について周知を図っていきます。 県外の医療機関については申請により償還払いを実施						

【見直しを行わない事業】

	事業名		
(2)	延長保育事業	新型コロナウイルス感染症の影響等によるかい離	
(7)	こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場		
(8)	一時預かり事業		①幼稚園等に在園する園児
			②上記以外
(9)	病児・病後児保育事業		
(5)	はじめまして赤ちゃん事業	大きなかい離なし	

5 計画期間中に当初設定した目標を達成した事業の目標値の再設定

子ども・子育て施策をより一層推進するため、個別施策のうち指標として目標値を設定している事業中、令和3年度の点検評価で目標値を達成した事業のうち、以下の11事業の11指標について、目標値の上位への見直しを行いました(目標値が100%の指標を除きます)。

【目標値の再設定を行った事業・指標】

基本目標 II 子どもが健やかに育つよう子育て・子育てを支援する									
計画のページ	事業No.	事業名	指標	基準値	令和2年度実績値	令和3年度実績値	目標値	見直し後	担当課
40	0802	園の自己評価の促進	教育・保育施設の自己評価実施園数	私立園8園	私立園41園	私立園58園	私立園20園	私立園63園(全国)	保育・幼稚園課
42	1101	発達支援あんしんネットワーク事業	事例検討数	442件	666件	633件	465件	650件	子育て家庭福祉課

基本目標 III 子どもと保護者がともに成長するため子育て家庭・保護者を支援する									
計画のページ	事業No.	事業名	指標	基準値	令和2年度実績値	令和3年度実績値	目標値	見直し後	担当課
49	1502	相談事業	保護者、園等からの相談件数	年407件	年442	年574件	年430件	年1,000件	子育て家庭福祉課
49	1504	乳幼児健康診査	1歳6か月児健康診査受診率	95.5%	98.4%	98.4%	96%	97%	健康課
51	1601	利用者支援事業	利用施設数[母子保健型]	7施設	7施設	7施設	7施設	9施設	健康課
52	1603	ショートステイ・トワイライトステイ	ショートステイ・トワイライトステイ利用日数	162日	532日	703日	366日	1,000日	子育て家庭福祉課
58	1808	ひとり親家庭児童への通学費の支援	援護金受給者数	171人	161人	139人	166人	120人	子育て家庭福祉課
61	2101	産後ケア事業	利用者数	110人	222人	387人	110人	500人	健康課

基本目標 IV 地域で子どもが安心して過ごせるよう社会全体で子どもの育ち・子育てを支援する									
計画のページ	事業No.	事業名	指標	基準値	令和2年度実績値	令和3年度実績値	目標値	見直し後	担当課
68	2405	ながの子育て家庭優待バスポート事業	市内協賛店舗数	1,004店舗	1,138店舗	1,157店舗	1,120店舗	1,195店舗	子育て家庭福祉課
68	2406	乳幼児とふれあう機会の提供	受け入れ保育所数	53園	26園	54園	53園	91園(全国)	保育・幼稚園課
74	2702	子育て雇用安定奨励金交付事業	交付事業所数	1事業所	3事業所	2事業所	1事業所	2事業所	商工労働課

【目標値の再設定を行わない事業・指標】

計画のページ	事業No.	事業名	指標	基準値	令和2年度実績値	令和3年度実績値	目標値	担当課
30	0101	ライフデザイン講座等の開催	「ライフデザインを考えるきっかけになった」人の割合(講座等の参加者に対するアンケートによる)	80%	89.9%	90%	90%	企画課
	0102	社会人ライフデザインセミナーの開催						
49	1504	乳幼児健康診査	4か月児健康診査受診率	97.7%	95.9%	99.6%	98%	健康課
49			3歳児健康診査受診率	95.4%	98.4%	95.9%	96%	健康課
51	1601	利用者支援事業	利用施設数[基本型]	2施設	2施設	2施設	2施設	保育・幼稚園課
55	1703	福祉医療費給付事業	対象年齢	中学生以下	中学生以下	中学生以下	中学生以下	福祉政策課
72	2602	夜間保育事業	実施箇所数	1園	1園	1園	1園	保育・幼稚園課
72	2603	一時預かり事業	実施箇所数	12園	12園	13園	13園	保育・幼稚園課

【目標値再設定の考え方】

基本目標 II 子どもが健やかに育つよう子育て・子育てを支援する				
計画のページ	事業No.	事業名	指標	見直し後の目標値設定の根拠
40	0802	園の自己評価の促進	教育・保育施設の自己評価実施園数	目標値を超えて実施園が増えてきているため、全ての私立園とした。
42	1101	発達支援あんしんネットワーク事業	事例検討数	過去3年間の平均値

基本目標 III 子どもと保護者がともに成長するため子育て家庭・保護者を支援する				
計画のページ	事業No.	事業名	指標	見直し後の目標値設定の根拠
49	1502	相談事業	保護者、園等からの相談件数	R4年度からこども総合支援センターとなり、教育センターの相談機能が統合されたため
49	1504	乳幼児健康診査	1歳6か月児健康診査受診率	令和2年、3年と受診率が98%であり、当初の目標を超えている。過去5年間の受診率の平均が96.98%のため、目標値を97%と変更した。
51	1601	利用者支援事業	利用施設数[母子保健型]	これまでの三陽、吉田、東部、西部、犀南、真島保健センター、市役所健康課窓口の7か所に加え、令和4年度に北部、松代保健センターに母子保健コーナーを配置して、子育て世代包括支援センター機能を持つ施設としたもの。これにより配置計画は完了し、今後は数値の変更は無い。
52	1603	ショートステイ・トワイライトステイ	ショートステイ・トワイライトステイ利用日数	R4推定 922日(上半期461日×2) R5推定 1,106日(前年922日×1.2) ※補助事業導入による増を見込み R6推定 1,106日(施設の受入可能数に限界があるため前年と同数)
58	1808	ひとり親家庭児童への通学費の支援	奨学金受給者数	新型コロナウイルスの影響でリモート授業の高校が増え、申請数自体が減少傾向にあるため。例年申請者全体の7割程度が認定になるため、今年度の申請者見込み数×07で目標値を算出。
61	2101	産後ケア事業	利用者数	計画当初は宿泊型のみで目標値であったが、令和元年度から開始した通所型の利用が伸びており、現在の実績値となっている。なお、令和5年度からは訪問型を実施する予定であり、これまでは外出が困難等で利用できなかった産婦の新たな利用も見込まれ、産婦数2,500人のうち、約2割の利用を見込んでいる。

基本目標 IV 地域で子どもが安心して過ごせるよう社会全体で子どもの育ち・子育てを支援する				
計画のページ	事業No.	事業名	指標	見直し後の目標値設定の根拠
68	2405	ながの子育て家庭優待パスポート事業	市内協賛店舗数	R3実績を超える目標値を設定。R2実績からR3実績への増加数を2倍し、R6年度の目標を設定したもの
68	2406	乳幼児とふれあう機会の提供	受け入れ保育所数	市内全公私立保育所、認定こども園、地域型保育事業所において受け入れを目指すため。
74	2702	子育て雇用安定奨励金交付事業	交付事業所数	令和元年度～令和4年度実績の平均

【目標値の再設定を行わない理由】

計画のページ	事業No.	事業名	指標	見直しを行わない理由
30	0101	ライフデザイン講座等の開催	「ライフデザインを考えるきっかけになった」人の割合 (講座等の参加者に対するアンケートによる)	ライフスタイルが多様化している中、目標値が下がる可能性もある。講座内容を工夫するなどにより、前年を維持するもの
	0102	社会人ライフデザインセミナーの開催		
49	1504	乳幼児健康診査	4か月児健康診査受診率	低出生体重児や疾患がある児で健診の時期に入院を継続していて、4か月児健康診査を受けられない児や定期的に小児科で経過観察をしているので健診を受診しない児がいるため。目標値は98%のままとする。
49			3歳児健康診査受診率	過去5年間の受診率は95.8%。目標値に達成していないため。引き続きコロナ禍でも、適切な時期での健診の受診の必要性を周知し受診勧奨をしていく必要があると考える。
51	1601	利用者支援事業	利用施設数[基本型]	一昨年度と昨年度を比べると相談件数は増加してきているが、市内2ヶ所のこども広場を核とした体制で対応ができています。ただし、今後も相談件数の増加が顕著な場合には子育てコンシェルジュの増員など相談体制を拡充していく。
55	1703	福祉医療費給付事業	対象年齢	制度の拡充について、10月4日開催の社会福祉審議会児童福祉専門分科会に諮問しており、今年度内の答申を踏まえ、今後の方針を決定していくため。
72	2602	夜間保育事業	実施箇所数	新型コロナウイルスの影響もあってか、最近は夜間の利用者が減少している。新型コロナウイルスが落ち着いてくれば、利用者は増える可能性もあるが、新型コロナウイルスにより働き方も影響を受けていると思われるため、当面はニーズ等の状況把握に努めていく。
72	2603	一時預かり事業	実施箇所数	一時預かり指定園での利用者は市中心部が特に多く、利用を断る事例が時期的に起きているが、市街地にある一時預かり指定園や余裕活用型の園を利用するなど、現在の施設数で行えている。利用者数の多い園の一時預かりの定員を増やすなど検討しているが、保育士確保などが困難であり、今回は目標値の変更は行わない。

第十次長野市高齢者福祉計画・第九期長野市介護保険事業計画 (あんしんいきいきプラン21)の策定について

保健福祉部 高齢者活躍支援課
地域包括ケア推進課
介護保険課
長野市保健所 健康課
国保・高齢者医療課

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

老人福祉法及び介護保険法に基づき策定された「第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画（あんしんいきいきプラン21）」（以下「現行計画」という。）は、法令により3年ごとに見直すこととされています。

令和5年度が現行計画の最終年度となっているため、地域の実情の変化や各種制度の改正等を踏まえ、新たに令和6年度を初年度とする「第十次長野市高齢者福祉計画・第九期長野市介護保険事業計画（あんしんいきいきプラン21）」（以下「次期計画」という。）を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

次期計画は、老人福祉法（第20条の8）に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（第117条）に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられる計画で、両計画を一体的に策定し、高齢者の福祉と介護に関する総合的な計画とするものです。

基本理念を柱とし、その実現に向けた重点項目及び基本的な政策目標を定め、計画的な実施を目指すものです。

■第十次長野市高齢者福祉計画

長寿社会が抱える高齢者福祉課題に対し、本市の目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにすることを趣旨とする計画です。

■第九期長野市介護保険事業計画

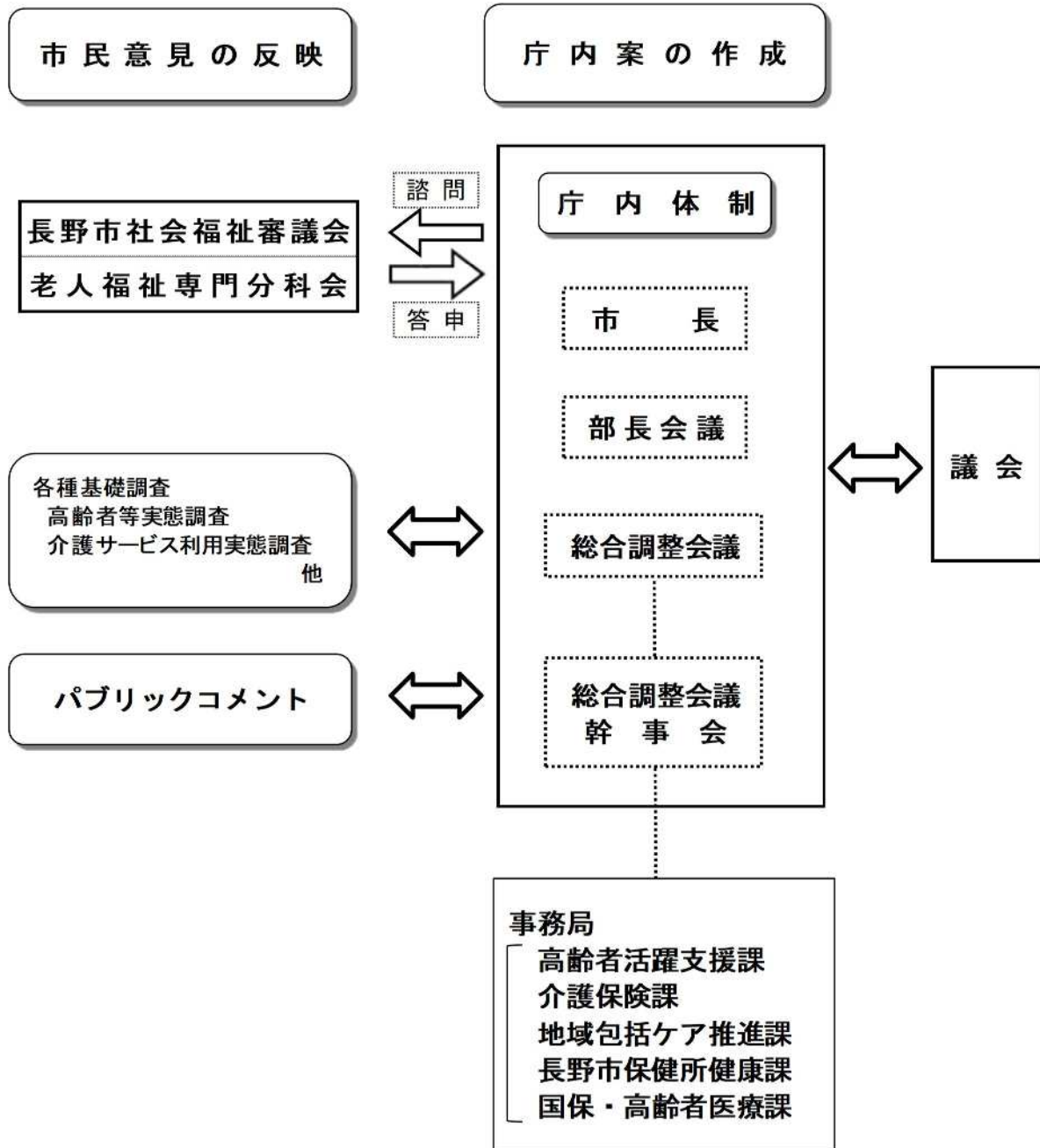
介護保険法の基本理念を踏まえて、要介護者等に対して必要な介護サービス等を定め、本市が保険者として介護保険事業を運営するための計画です。

また、本計画に基づき、第1号被保険者の保険料額の算定を行うものとします。

(3) 計画期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年間とします。

2 計画の策定体制について



3 介護保険制度の見直しについて

(1) 基本指針について

介護保険法第 116 条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めることとされている。市町村は基本指針に即して介護保険事業計画を策定します。

(2) 基本指針の見直しの基本的な考え方

令和 5 年 2 月に開催された国の社会保障審議会介護保険部会において、基本指針の見直しの議論がなされました。

次期計画期間中には、団塊の世代が75歳以上となる令和 7 年(2025年)を迎える。また、全国的には65歳以上の高齢者人口は令和22年(2040年)にピークを迎えるが、介護が必要となる割合が急増する85歳以上人口は令和42年(2060年)まで増加傾向が続く。一方、生産年齢人口は減少していくと見込まれている。さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるため、これまで以上に地域の中長期的な人口動態や介護ニーズを見極めたうえで、介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ることが重要になるとされています。

なお、基本指針案は令和 5 年 7 月に国から提示される予定です。

* 地域包括ケアシステム 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、保健・介護予防、生活支援が切れ目なく一体的に提供される体制

(3) 見直しのポイント

- 1 介護サービス基盤の計画的な整備
①地域の実情に応じたサービス基盤の整備 ②在宅サービスの充実
- 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
①地域共生社会の実現 ②医療・介護情報基盤の整備 ③保険者機能強化
- 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

次期の基本指針における記載充実事項（案）

- 1 介護サービス基盤の計画的な整備
 - 中長期的な人口動態や介護ニーズの見込みを適切に捉えて、介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
 - 医療・介護の連携強化
 - サービス事業者とサービス基盤整備の在り方を議論することの重要性
 - 居宅介護のニーズに対応した複合的な在宅サービスの整備の重要性
 - 要介護者の在宅生活を支える地域密着型サービスの更なる普及

- 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
- 介護予防・日常生活支援総合事業の充実化に取り組む重要性
 - 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
 - 認知症高齢者の家族やヤングケアラーなどの家族介護者支援の取組
 - 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保
 - 重層的支援体制整備事業による障害福祉や児童福祉などとの連携促進
 - 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
 - 高齢者虐待防止の一層の推進
 - 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
 - 地域共生社会の実現のための住まいと生活の一体的支援の重要性
 - 介護事業所間、医療・介護間の連携のための情報基盤の整備
 - 地域包括ケアシステムの構築状況の点検・評価結果
 - 保険者機能強化推進交付金等の評価指標の見直しを踏まえた取組の充実
 - 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化の推進
- 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上
- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
 - 介護事業所におけるハラスメント対策、働きやすい職場づくりの推進
 - 外国人介護人材定着に向けた学習環境の整備
 - 介護事業所の経営協働化・大規模化による質の確保と人材・資源の有効活用
 - 介護事業所の文書に係る負担軽減に向けた具体的な取組
 - 介護事業所の財務状況等の見える化
 - 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化の推進

3 次期計画における主な見直し事項について

次期計画の策定に当たり、現時点で考えられる見直し事項及び検討方法について整理しました。今後、具体的な検討を行った上で見直しを行っていくこととします。

(1) 基本理念、重点項目及び基本的な政策目標について

次期計画を推進するに当たっての基本理念、その実現に向けた重点項目、基本的な政策目標を検討します。

(現行計画の基本理念、重点項目及び政策目標)

- 【基本理念】 住み慣れた地域で支えあい 自分らしく 健やかで
生きがいを持って 安心して生活できるまち “ながの”
- 【重点項目】 I フレイル予防や介護予防・健康づくり施策の充実、推進
II 認知症施策の推進「共生」と「予防」
III 令和7年、令和22年を見据えた持続可能な基盤整備
- 【政策目標】 ①生きがいづくりと健康づくりの推進
②住み慣れた地域で暮らし続けるための支援
③安心して介護サービスが受けられる環境づくりの推進
④適切な介護サービス等を提供するための基盤整備

(2) 各高齢者施策について

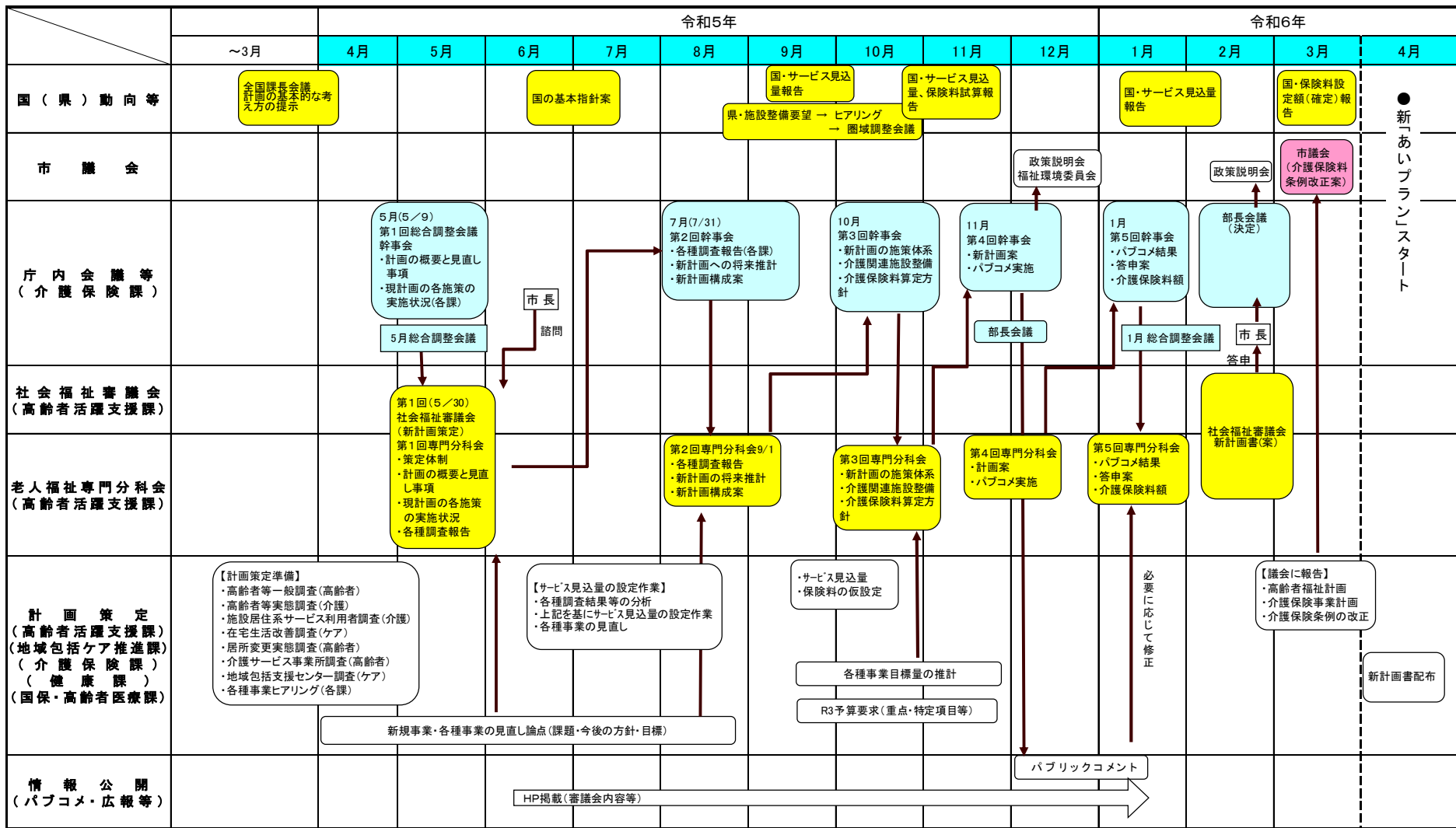
現行計画に位置付けられているそれぞれの高齢者施策（別紙1のとおり）について、実施状況の確認、評価、課題の分析を行い、ニーズを把握しながら今後の方針等を見直すとともに、必要に応じて新たな施策を次期計画に位置付けます。

(3) 見直しの視点、検討の方法

- ① 国の示す基本指針及び制度改正を踏まえます。
- ② 第五次長野市総合計画、第四次長野市地域福祉計画、第9期長野県高齢者プラン等の様々な計画との整合を図ります。
- ③ 高齢者を取り巻く現状の分析を行います。
 - ア 住民アンケート等の各種基礎調査の結果を活用
高齢者等一般調査、高齢者等実態調査（元気高齢者）、高齢者等実態調査（要介護）、施設居住系サービス利用者実態調査、在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護サービス事業所調査、介護人材実態調査、地域包括支援センター調査
 - イ 各種分析ツール・統計データの活用
厚労省の地域包括ケア「見える化」システム、介護保険事業状況報告月報、国保データベース（KDB）等を利用
- ④ 介護サービス見込み量について、被保険者数及び要介護認定者数の推移、給付実績の推移、地域支援事業の推移、サービス利用意向の変化、サービス提供事業者の参入状況等の要素を総合的に分析し、令和6年度から令和8年度の3年分を推計します。
- ⑤ 介護サービスの見込み量や各種事業実績等を踏まえ、介護保険施設、地域密着型施設、高齢者福祉施設等の整備目標を設定します。
- ⑥ 介護サービス見込み量の推計に基づき、次期計画期間における介護保険料の段階設定や金額について検討します。

5 計画策定スケジュールについて

第十次長野市高齢者福祉計画・第九期長野市介護保険事業計画策定スケジュール(案)



各論	現行計画					
	節	項	事業名	担当課	頁	
第1章 生きがいつくりと健康づくりの推進	1	生きがいつくりと社会参加				
		1	生きがいつくりの促進			
			1 おでかけパスポート事業	高齢者活躍支援課	52	
			2 敬老事業	高齢者活躍支援課	53	
			3 老人福祉センター(愛称:かがやきひろば)運営事業	高齢者活躍支援課	53	
			4 ふれあい交流ひろば(愛称:かがやきひろば)運営事業	高齢者活躍支援課	54	
			5 シニアアクティブルーム運営事業	高齢者活躍支援課	54	
			6 老人憩の家(愛称:いこいの家)運営事業	高齢者活躍支援課	55	
			7 健康麻将(まーじゃん)講座事業	高齢者活躍支援課	55	
			8 温湯温泉湯〜ばれあ 高齢者福祉ゾーン運営事業	観光振興課・高齢者活躍支援課	56	
			2	活躍の場の拡充		
				1 老人クラブ活動促進事業	高齢者活躍支援課	57
				2 ながのシニアライフアカデミー(愛称:NaSLA)運営事業	高齢者活躍支援課	57
				3 高齢者学級開設事業	家庭・地域学びの課	58
				4 公民館における世代間交流事業	家庭・地域学びの課	59
				5 保育所における世代間交流事業	保育・幼稚園課	59
				3	高齢者への就労支援	
				1 高齢者授産施設就労奨励金支給事業	高齢者活躍支援課	60
				2 シルバー人材センター	商工労働課	60
				3 生涯現役促進地域連携事業	商工労働課・高齢者活躍支援課	61
		2	健康づくりの推進			
			1	疾病予防と重症化予防		
				1 健康情報等の発信	健康課・地域包括ケア推進課・国保・高齢者医療課	62
				2 国民健康保険特定健康診査・特定保健指導	国保・高齢者医療課	62
				3 国民健康保険人間ドック等助成	国保・高齢者医療課	63
				4 後期高齢者健康診査	国保・高齢者医療課	64
				5 はり、マッサージ費助成事業	高齢者活躍支援課	64
				6 健康づくり活動支援	健康課・スポーツ課	64
				7 保健センター	健康課	65
				8 世代に応じた自殺対策の推進	健康課	66
				9 がん検診	健康課	66
				10 歯周疾患検診	健康課	67
				11 骨粗しょう症検診	健康課	67
				12 総合健康相談	健康課	68
				13 集団健康教育	健康課	69
				14 訪問保健指導・栄養指導	健康課・国保・高齢者医療課	69
				2	保健事業と介護予防の一体的実施	
				1 KDBシステム等を活用した分析・対象者の把握	国保・高齢者医療課・健康課・地域包括ケア推進課	70
				2 高齢者の特性を踏まえた個別支援(ハイリスク者の保健指導)	国保・高齢者医療課・健康課・地域包括ケア推進課	70
				3 通いの場等での健康教育・健康相談	国保・高齢者医療課・健康課・地域包括ケア推進課	71
	第2章 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援	1	質の高い総合相談の体制づくり			
			1	地域包括支援センターの体制の充実と機能強化		
				1 地域包括支援センター・在宅介護支援センター	地域包括ケア推進課	72
				2	介護認定申請時等のニーズに即した総合相談の実施	
				1 総合相談支援事業	地域包括ケア推進課	73
				3	ケアマネジメント支援の充実	
				1 ケアマネジャーへの支援	地域包括ケア推進課	74
		2	高齢者の権利擁護と安心・安全な暮らしの確保			
			1	高齢者の権利擁護の推進		
				1 高齢者虐待防止の推進	地域包括ケア推進課・高齢者活躍支援課・介護保険課	76
				2 成年後見制度の利用支援	地域包括ケア推進課	78
				3 特別措置事業	地域包括ケア推進課	78
				4 高齢者向け消費啓発事業	市民窓口課・地域包括ケア推進課	79
				2	高齢者福祉サービスの提供	
				1 友愛活動への支援	地域包括ケア推進課	80
				2 孤立防止・見守りネットワーク事業	福祉政策課	81
				3 緊急通報システム設置事業	地域包括ケア推進課	81
				4 配食サービス事業	地域包括ケア推進課	82
				5 訪問理容・美容サービス事業	地域包括ケア推進課	83
				6 在宅福祉介護料の支給事業	地域包括ケア推進課	83
				7 在宅介護者リフレッシュ事業	地域包括ケア推進課	84
				8 はいかい高齢者家族支援サービス助成事業	地域包括ケア推進課	84
				9 「おひとりさま」あんしんサポート事業	地域包括ケア推進課	85
			10 介護者教室	地域包括ケア推進課	85	
			11 ごみ処理手数料減免	生活環境課	86	

各 論	現 行 計 画				
	節	項	事 業 名	担 当 課	頁
	3		高齢者を支える地域の体制づくり		
		1	住民の支え合い活動の強化・再編		
			1 地域たすけあい事業への支援	地域包括ケア推進課	87
			2 住民主体訪問型サービス	地域包括ケア推進課	88
			3 住民主体通所型サービス	地域包括ケア推進課	88
			4 住民主体移動支援サービス	地域包括ケア推進課・交通政策課・障害福祉課	88
		2	介護予防・日常生活支援総合事業による自立支援		
			1 介護予防・生活支援サービス事業	地域包括ケア推進課・高齢者活躍支援課・介護保険課	89
			2 一般介護予防事業	地域包括ケア推進課	91
		3	生活支援体制整備の充実		
			1 生活支援体制整備事業	地域包括ケア推進課・福祉政策課	92
			2 地域ケア会議	地域包括ケア推進課	93
		4	インフォーマルサービスの活用促進		
			1 介護予防把握事業	地域包括ケア推進課	94
			2 介護予防啓発	地域包括ケア推進課	95
			3 認知症啓発	地域包括ケア推進課	96
			4 通いの場の充実・参加促進	地域包括ケア推進課	97
		4	在宅医療と介護の連携		
			1 在宅医療・介護連携支援センターの充実・強化		
			1 在宅医療・介護連携推進事業	地域包括ケア推進課・保健所総務課・医療連携推進課	100
			2 人生会議(ACP アトバンス・ケア・プランニング)の啓発		
			1 市民・介護関係者への啓発	地域包括ケア推進課	101
			3 認知症診断前後の医療と介護の連携		
			1 認知症の本人・家族への支援	地域包括ケア推進課	102
			4 多職種が連携できるICTプラットフォームの構築		
			1 ICTプラットフォームの構築	地域包括ケア推進課・保健所総務課・医療連携推進課	103
			2 包括的・継続的ケア体制の構築	地域包括ケア推進課	104
		5	住みよいまちづくりの推進		
			1 バリアフリー化の推進		
			1 建築物のバリアフリー化推進	建築指導課	105
			2 歩車道段差解消事業	道路課	105
			3 高齢者に配慮したまちづくり	駅周辺整備課	106
			4 公共交通機関の整備	交通政策課	107
			2 安全・安心のゆとりある住生活の確保		
			1 福祉住宅建設資金融資事業	住宅課	107
			2 市営住宅等高齢者対策事業	住宅課	108
			3 住宅情報提供事業	住宅課	108
			4 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録による住宅の安定確保	住宅課	109
			5 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業	地域包括ケア推進課	109
			6 要介護被保険者等住宅整備事業	介護保険課	110
			3 生活環境の安全対策の推進		
			1 高齢者交通安全教育・事故防止対策事業	地域活動支援課	110
			2 避難行動要支援者名簿の提供	福祉政策課・危機管理防災課	111
			3 高齢者福祉サービス台帳の整備	地域包括ケア推進課	112
			4 避難行動要支援者対策事業	消防局予防課	112
			5 福祉避難所	福祉政策課	113
	第3章				
安心して介護サービスが受けられる環境づくりの推進	1		安心して介護サービスが受けられる環境づくりの推進		
		1	介護人材の確保と育成		
			1 サービス提供を担う人材の確保	高齢者活躍支援課	114
			2 サービス提供を担う人材の育成	高齢者活躍支援課	115
		2	サービスの円滑な提供		
			1 市民への情報提供	介護保険課	115
			2 介護保険事業者への情報提供	介護保険課	116
			3 公正で迅速な要支援・要介護認定	介護保険課	116
			4 介護保険料の減免等	介護保険課	117
			5 介護サービス利用料の軽減及び減免	介護保険課	118
		3	介護サービス等の質の向上と適正化の推進		
			1 サービス事業者への助言・指導・監査	高齢者活躍支援課・介護保険課・福祉政策課	119
			2 介護サービス等適正化	介護保険課	120
		4	市民・利用者からの意見への対応		
			1 各種相談・意見への対応	介護保険課	121
	2		災害や感染症対策に係る体制整備		
		1	災害への対策		
			1 災害への対策	高齢者活躍支援課・危機管理防災課	122
		2	感染症への対策		
			1 感染症への対策	高齢者活躍支援課・健康課	122

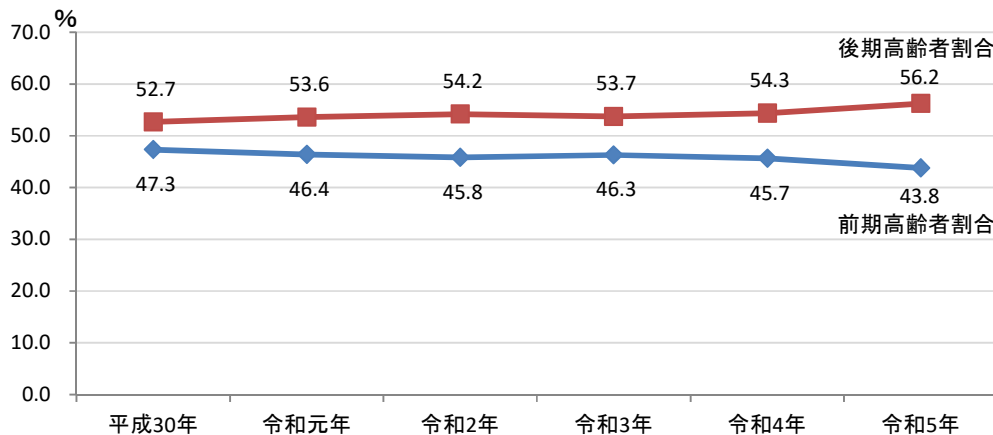
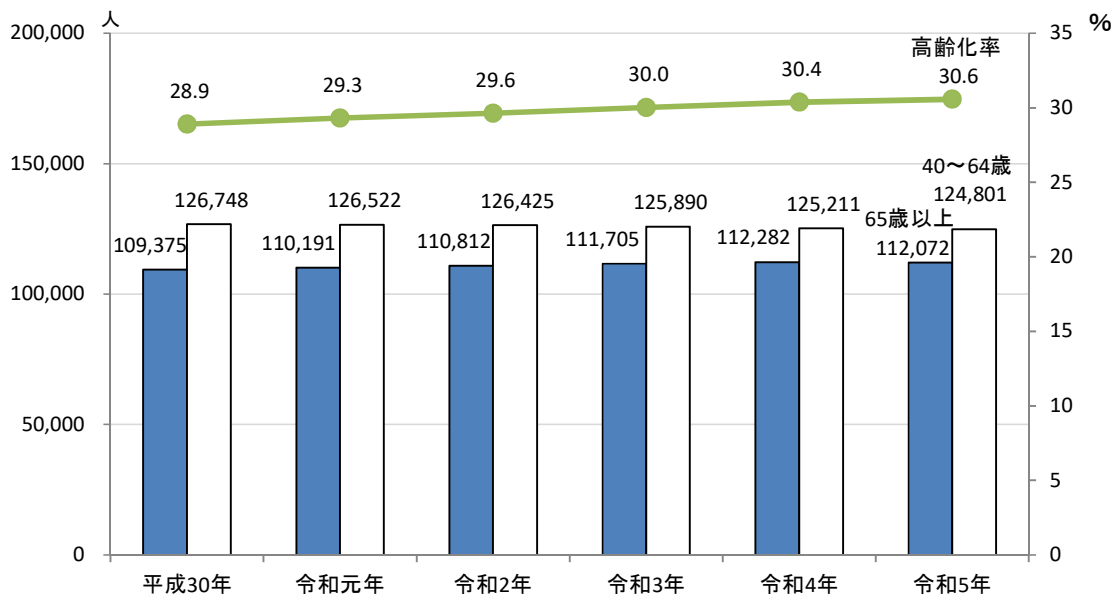
各 論	現 行 計 画				
	節	項	事 業 名	担 当 課	頁
第4章 適切な介護サービス等を提供するための基盤整備	1		介護保険サービス基盤の整備		
		1	在宅サービス基盤	高齢者活躍支援課	123
		2	施設・居住系サービス基盤	高齢者活躍支援課	124
		3	地域密着サービス基盤	高齢者活躍支援課	126
	2		介護保険サービス基盤以外の整備		
		1	介護保険以外の高齢者福祉施設等の整備		
			1 有料老人ホーム	高齢者活躍支援課	127
			2 サービス付き高齢者向け住宅	住宅課・高齢者活躍支援課	128
			3 高齢者生活福祉センター・高齢者共同生活支援施設	高齢者活躍支援課・地域包括ケア推進課	128
			4 軽費老人ホーム(ケアハウス)	高齢者活躍支援課	129
			5 養護老人ホーム	高齢者活躍支援課・地域包括ケア推進課	130
	3		高齢者福祉施設等の整備目標		
		1	高齢者福祉施設等の整備目標		
		1 高齢者福祉施設等の整備目標	介護保険課・高齢者活躍支援課	131	

長野市の高齢者の状況について

1 人口等の高齢化の状況

	第八次・第七期			第九次・第八期		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口 (A)	378,389	376,080	373,971	372,080	369,652	366,591
0~14歳 (B)	48,384	47,288	46,257	45,296	44,219	43,010
割合 (B÷A)	12.8	12.6	12.4	12.2	12.0	11.7
15~64歳 (C)	220,630	218,601	216,902	215,079	213,151	211,509
割合 (C÷A)	58.3	58.1	58.0	57.8	57.7	57.7
40~64歳	126,748	126,522	126,425	125,890	125,211	124,801
65歳以上 (D)	109,375	110,191	110,812	111,705	112,282	112,072
割合 (D÷A)	28.9	29.3	29.6	30.0	30.4	30.6
65歳~74歳 (E)	51,763	51,137	50,744	51,689	51,266	49,057
割合 (E÷D)	47.3	46.4	45.8	46.3	45.7	43.8
75歳以上 (F)	57,612	59,054	60,068	60,016	61,016	63,015
割合 (F÷D)	52.7	53.6	54.2	53.7	54.3	56.2

各年4月1日現在 【長野市企画課統計資料から引用】



■中核市の高齢化率

	中核市名	人口(人)	高齢化率(%)		中核市名	人口(人)	高齢化率(%)
1	函館市	246,256	36.6	32	松山市	505,521	28.6
2	下関市	252,413	36.2	33	松本市	236,345	28.4
3	呉市	211,359	36.1	34	高松市	421,959	28.4
4	旭川市	326,057	34.7	35	八尾市	262,875	28.4
5	長崎市	403,628	33.6	36	東大阪市	481,320	28.3
6	佐世保市	240,871	32.5	37	鹿児島市	598,509	28.1
7	横須賀市	389,993	32.3	38	大分市	476,386	28.0
8	青森市	272,752	32.2	39	倉敷市	478,651	27.8
9	秋田市	301,573	32.0	40	久留米市	302,122	27.8
10	奈良市	352,264	31.7	41	尼崎市	459,261	27.6
11	八戸市	222,173	31.6	42	八王子市	561,457	27.5
12	いわき市	312,779	31.6	43	郡山市	318,526	27.3
13	和歌山市	361,337	30.8	44	金沢市	447,209	27.3
14	福島市	271,798	30.7	45	一宮市	381,366	27.2
15	長野市	369,652	30.4	46	大津市	343,817	27.2
16	高知市	320,578	30.4	47	姫路市	529,450	27.2
17	山形市	240,990	30.3	48	川越市	352,896	27.0
18	鳥取市	183,645	30.2	49	水戸市	270,461	26.9
19	松江市	198,330	30.2	50	豊橋市	370,829	26.2
20	富山市	410,214	30.1	51	明石市	304,838	26.2
21	寝屋川市	228,517	30.0	52	柏市	431,203	26.0
22	前橋市	332,063	29.9	53	宇都宮市	517,346	25.9
23	盛岡市	284,044	29.8	54	豊中市	407,867	25.8
24	甲府市	185,751	29.8	55	越谷市	344,674	25.5
25	福井市	258,198	29.6	56	西宮市	482,204	24.4
26	高槻市	349,109	29.4	57	那覇市	317,191	24.2
27	岐阜市	402,965	29.1	58	岡崎市	384,996	24.0
28	福山市	461,664	29.1	59	船橋市	645,972	24.0
29	枚方市	396,215	28.8	60	豊田市	418,284	24.0
30	宮崎市	399,876	28.7	61	吹田市	378,781	23.8
31	高崎市	369,688	28.6	62	川口市	605,067	23.0
					中核市平均	364,422	28.9

令和4年3月31日現在 【中核市市長会HPから引用】

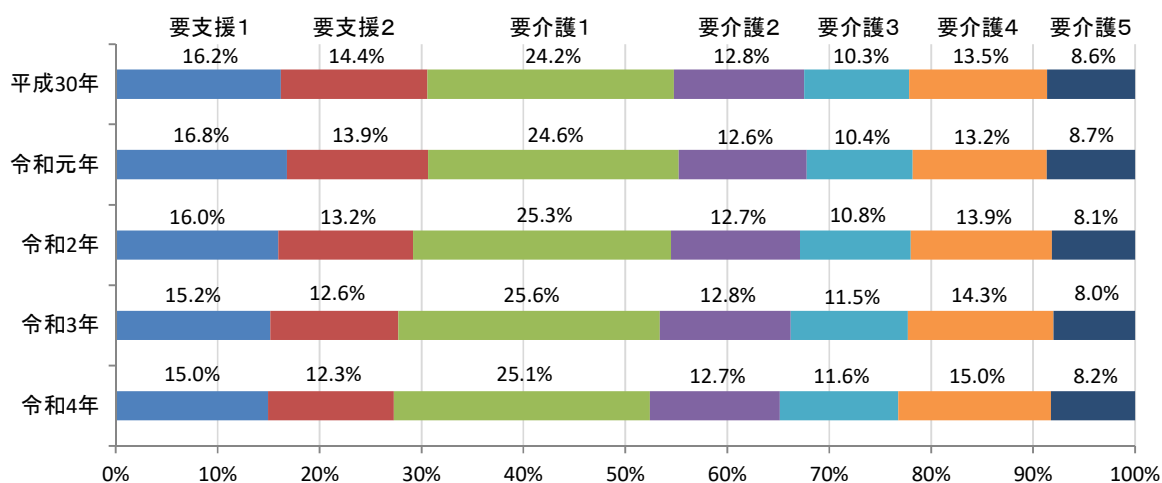
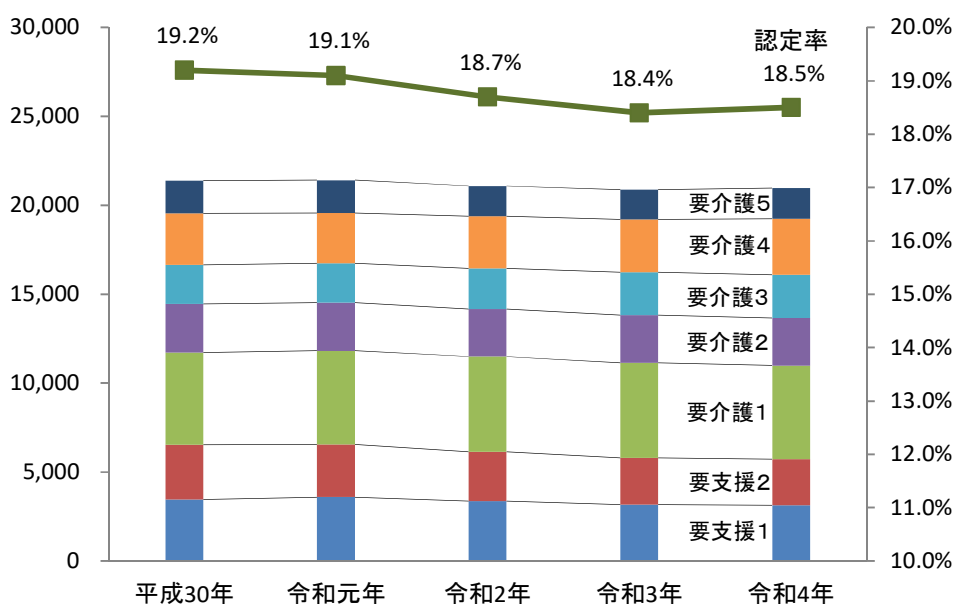
2 要支援・要介護認定者の状況

・要介護認定者については、新型コロナウイルス感染症の影響により認定申請を控える傾向があり令和2、3年は認定者数、認定率ともに減少していたが、令和4年には再び増加に転じている。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
要支援・要介護認定者数	21,397	21,417	21,093	20,878	20,974
割合（認定率）	19.2%	19.1%	18.7%	18.4%	18.5%
要支援1	3,464	3,593	3,368	3,168	3,137
要支援2	3,079	2,971	2,779	2,624	2,590
要介護1	5,175	5,259	5,347	5,355	5,268
要介護2	2,740	2,699	2,669	2,682	2,671
要介護3	2,198	2,221	2,288	2,396	2,434
要介護4	2,893	2,818	2,923	2,984	3,145
要介護5	1,848	1,856	1,719	1,669	1,729

各年9月末日現在【地域包括ケア「見える化」システムから引用】

※認定率は、第1号被保険者を対象とした認定者数の割合



■全国・長野県・長野市の要介護認定者数の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国	6,544,738	6,669,919	6,759,856	6,880,125	6,972,055
75歳以上	5,667,986	5,808,468	5,890,965	5,980,405	6,102,126
長野県	113,193	113,943	114,116	114,459	114,725
75歳以上	101,738	102,861	103,128	103,222	103,867
長野市	21,397	21,417	21,093	20,878	20,974
75歳以上	19,174	19,204	18,958	18,742	18,883

各年9月末日現在【地域包括ケア「見える化」システムから引用】

■中核市の要介護認定率

	中核市名	要介護認定率		中核市名	要介護認定率
1	東大阪市	24.5%	32	佐世保市	19.6%
2	和歌山市	24.0%	33	明石市	19.6%
3	豊中市	23.6%	34	那覇市	19.6%
4	八尾市	23.6%	35	寝屋川市	19.6%
5	尼崎市	23.5%	36	大津市	19.6%
6	姫路市	22.7%	37	水戸市	19.4%
7	函館市	22.3%	38	船橋市	19.4%
8	旭川市	22.2%	39	八王子市	19.3%
9	倉敷市	22.1%	40	西宮市	19.3%
10	長崎市	21.9%	41	高槻市	19.1%
11	松山市	21.9%	42	枚方市	19.1%
12	下関市	21.7%	43	郡山市	18.9%
13	高松市	21.3%	44	松本市	18.9%
14	いわき市	21.2%	45	呉市	18.9%
15	岐阜市	21.0%	46	横須賀市	18.8%
16	福山市	21.0%	47	長野市	18.6%
17	盛岡市	20.9%	48	福井市	18.5%
18	秋田市	20.7%	49	前橋市	17.6%
19	高知市	20.7%	50	宇都宮市	17.5%
20	鹿児島市	20.6%	51	川口市	17.4%
21	奈良市	20.3%	52	一宮市	17.3%
22	福島市	20.3%	53	川越市	17.2%
23	松江市	20.2%	54	高崎市	17.2%
24	甲府市	20.0%	55	山形市	16.7%
25	富山市	20.0%	56	宮崎市	16.6%
26	久留米市	19.9%	57	越谷市	16.3%
27	吹田市	19.8%	58	柏市	16.2%
28	青森市	19.8%	59	岡崎市	16.1%
29	鳥取市	19.7%	60	八戸市	16.0%
30	金沢市	19.7%	61	豊田市	15.5%
31	大分市	19.7%	62	豊橋市	15.2%
				中核市平均	19.8%

令和4年3月末日現在【中核市市長会HPから引用】

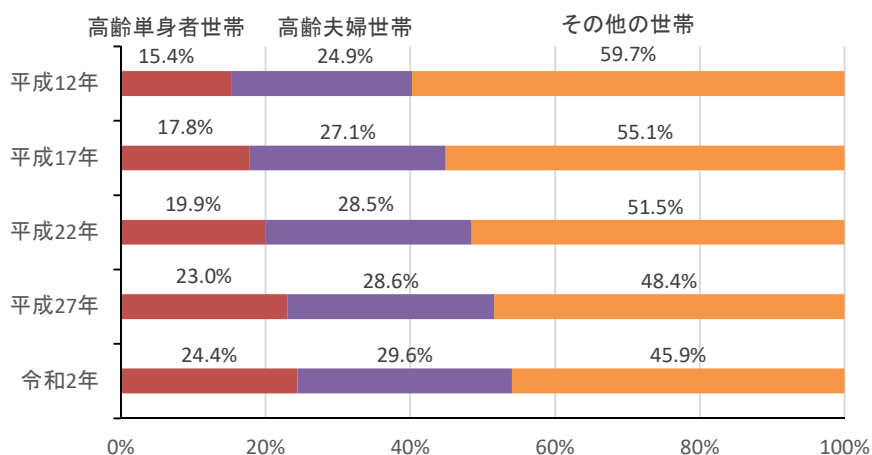
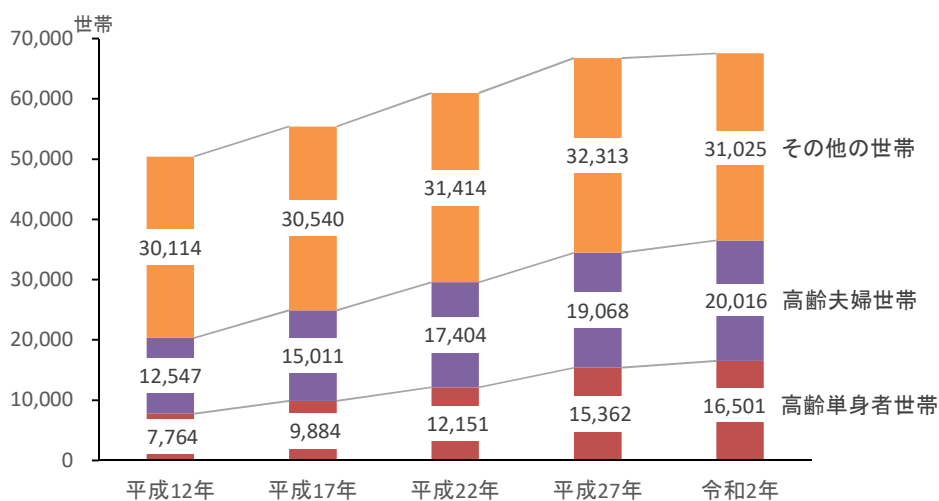
3 高齢者世帯の状況

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	139,073	143,858	146,221	150,098	156,645
高齢者のいる世帯	50,425	55,435	60,969	66,743	67,542
割合 %	36.3	38.5	41.7	44.5	43.1
高齢単身者世帯	7,764	9,884	12,151	15,362	16,501
割合 %	5.6	6.9	8.3	10.2	10.5
高齢夫婦世帯	12,547	15,011	17,404	19,068	20,016
割合 %	9.0	10.4	11.9	12.7	12.8
その他の世帯	30,114	30,540	31,414	32,313	31,025
割合 %	21.7	21.2	21.5	21.5	19.8

【国勢調査結果から引用】

※一般世帯は「施設等の入所者世帯」以外の世帯

※高齢夫婦世帯は夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯



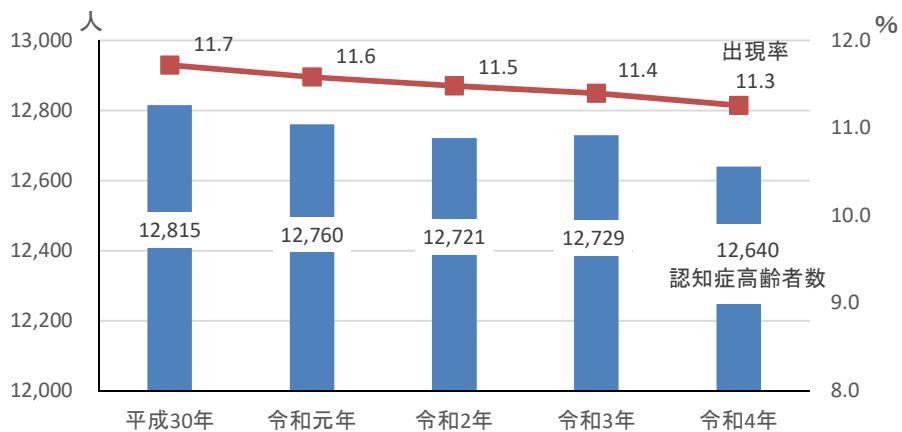
4 認知症高齢者の状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
認知症高齢者数	12,815	12,760	12,721	12,729	12,640
出現率 %	11.7	11.6	11.5	11.4	11.3

各年6月末日現在

※認知症高齢者は要介護認定時に日常生活自立度Ⅱ以上と判定された人数

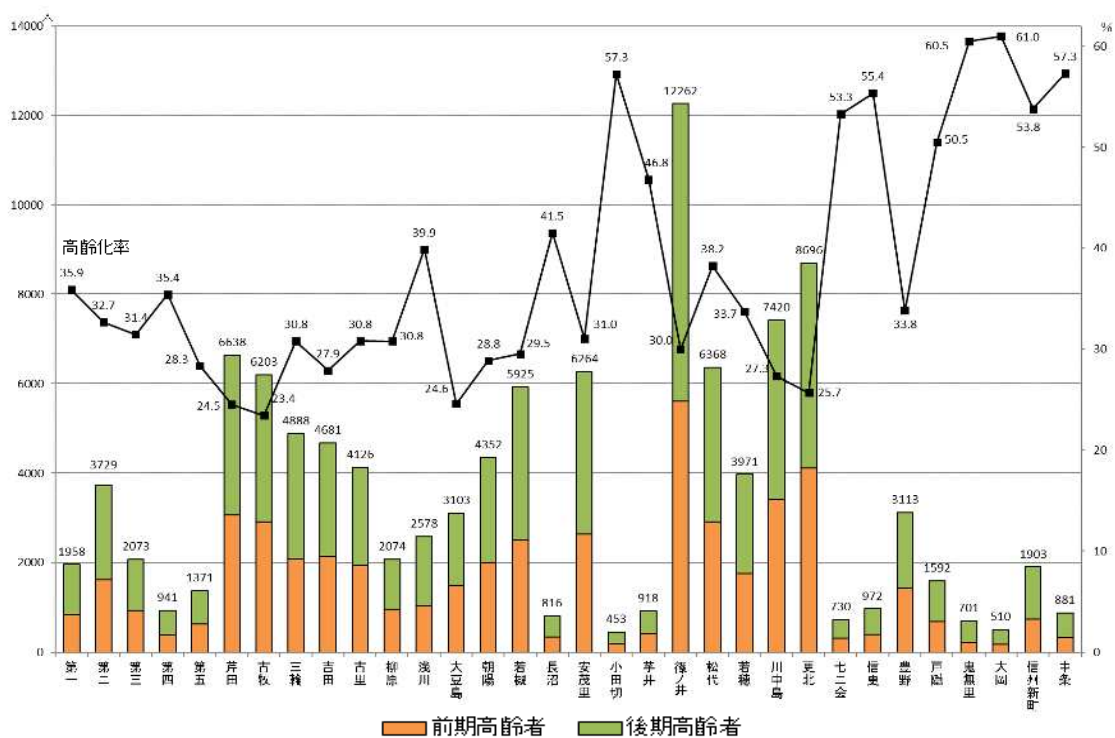
※出現率は、65歳以上人口(各年4月1日現在)に対する割合



5 地区別高齢者の状況

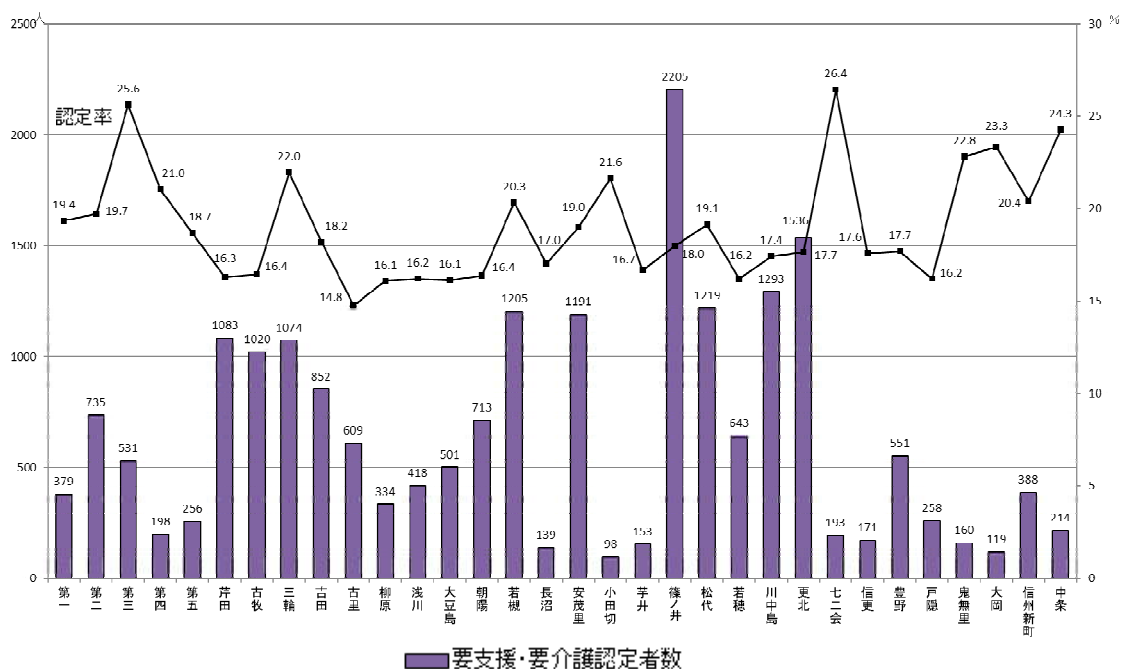
① 高齢者数及び高齢化率

令和4年9月末日現在



② 要支援・要介護認定者数

令和4年9月末日現在



現行計画の指標の進捗状況

重点1
フレイル予防や介護予防・健康づくり施策の充実、推進

重点2
認知症施策の推進「共生」と「予防」

重点3
2025年、2040年を見据えた持続可能な基盤整備

政策1
生きがいづくりと健康づくりの推進

政策2
住み慣れた地域で暮らし続けるための支援

政策3
安心して介護サービスが受けられる環境づくりの推進

政策4
適切な介護サービス等を提供するための基盤整備

統計/アンケート	総合計画	現行プラン	指標名	指標の内容	指標設定の意義(意味)	主な関連項目				実績値(第八次・第七期)			実績値(第九次・第八期)		目標値		単位	目標値の設定根拠	令和3年度実績の理由・要因		
						重Ⅰ	重Ⅱ	重Ⅲ	政1	政2	政3	政4	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				令和4年度	令和5年度
1	アンケート	■	○	社会参加している60歳以上の市民の割合	「就労(仕事に就き、その対価を得ている)」「ボランティア」「興味関心のある活動」等、社会と関わる活動をしている60歳以上の割合	高齢者の社会参加の状況を表す	✓							81.9	82.2	81.4	79.6	84.0	%	高齢社会対策大綱(平成30年2月16日閣議決定)「社会的な活動を行っている高齢者の割合」の数値目標と本市の実績値を基に算出	新型コロナウイルスの影響により活動が制限された
2	統計	■	○	健康寿命(日常生活動作が自立している期間の平均)	介護保険の要介護認定者数等を用いて算定した、日常生活動作が自立している期間の平均	市民が健康づくりに取り組み、要介護状態でなく健康で自立した日常生活ができていく状況を表す	✓							男性82.1 女性87.0	男性80.9 女性85.1	男性81.1 女性84.8	男性81.4 女性85.0	平均自立期間の増加	年	国の健康日本21(第二次)を踏まえて設定	要介護2以上の介護認定者数を不健康期間として平均余命から除いて算出するが介護2以上の認定者数の増加が抑えられたため
3	統計	■	○	要介護ではない高齢者の割合	高齢者(65歳以上)のうち、要介護認定(要介護1～5)を受けていない人の割合	高齢者に対する介護予防の効果を表す	✓							86.9	86.8	86.8	86.7	87.1	%	平成29年以降横ばい、介護予防の効果により0.1Pずつの増加を目指す	認定率が上がる傾向の中、横ばいで推移している
4	統計		○	脳卒中を発症したことによる要介護認定を受けている人の割合(国民健康保険加入者40～74歳)	脳卒中を発症したことによる要介護認定を受けている人の割合(KDB(国保データベース)により算出)	脳卒中が原因である人が減少することにより高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的な実施の効果を表す	✓	✓						-	9.9	9.9	10.9 (脳出血) 25.0 (脳梗塞)	減少 減少	%	脳卒中の発症の原因である高血圧の未受診者が多いため、早期治療につなげることで、発症の減少を目指す	コロナ禍以降、特定健診受診時、高血圧の割合が増加しており、特に高血圧治療中の方でこの傾向が大きかった。受診控えや服薬中断により、血圧のコントロールが悪化し、脳出血を発症した者が多くなったと考えられる
5	統計		○	介護予防に資する介護予防の場への高齢者の参加率	通いの場の台帳・登録数・参加者数	介護予防・健康づくり政策が充実・推進している状況を表す	✓	✓						-	371 5,534	400 6,100	380 5,890	520 7,800	か所人	高齢者の通いの場への参加率 令和7年度の国目標値8%を目指す	新型コロナウイルスの影響により活動が制限された
6	統計		○	在宅等での看取り率	自宅死、老人ホームでの看取りの割合(上段:自宅での死亡率 下段:老人ホームでの死亡率)	住み慣れた在宅等で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる状況を表す			✓	✓	✓	✓		10.9 11.7	10.4 11.9	11.0(自宅) 13.0(老人ホーム)	13.3(自宅) 14.1(老人ホーム)	11.0 13.3	%	自宅死は、全国・県ともに横ばいで推移。老人ホーム死は増加傾向。老人ホームでの看取り対応施設を増やす	コロナ禍で病院や施設での面会制限があるため最期を自宅で過ごした人や、入院したくてもできない人がいた影響で増加
7	統計		○	成年後見支援センターにおける高齢者の相談件数	成年後見支援センターにおける高齢者の相談件数	成年後見制度の利用を促進していることを表す	✓							835	667	1,272	1,150	856	件	772件(H26～R02相談件数平均値)×1.058(広域化による増加率)=817件(R3年度)、高齢者×人口伸び率(R4→1.0104、R5→1.0156)	広報誌等を活用した周知により相談件数が増加している
8	アンケート		○	介護従事者が充足していると感じている介護サービス事業所の割合	従業員数が充足している事業所の割合(無回答を除く)	介護サービス事業所において必要な人材が確保できているかどうかを表す			✓					-	-	36.2	-	50.0	%	労働者人口が減少し多くの産業において人材不足が発生している中、前回調査結果(H29 43.5%)を勘案し、目標として全体の半数と設定	-
9	アンケート	■	○	ご近所の高齢者を温かく見守り、必要なときには手助けしている人の割合	近所の高齢者の手助けをしている人の割合	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境が整っているかどうかを表す	✓							49.7	52.3	54.7	54.7	上昇	%	長野市総合計画のアンケート指標。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境に関する質問の結果を指標としたもの。現状値よりも5ポイント以上の上昇を目指す	近隣住民同士の緩やかな支え合いの意識が広がっている
10	アンケート		○	介護・介助者が認知症状への対応に不安を感じる割合	介護・介助者が不安を感じる介護等のうち、「認知症状への対応」と回答した人の割合	割合が減少したことにより、認知症政策が推進していることを表す	✓							-	-	24.8	-	減少	%	認知症の人数は増加していくが、認知症疾患医療センターなど医療面の充実と、チームオレンジなど地域の支え合いの充実により減少を目指す	-
11	アンケート	■	○	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境が整っていると思う市民の割合	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続ける環境が整っている割合	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境が整備されていることを表す	✓							38.5	37.6	45.1	42.9	上昇	%	長野市総合計画のアンケート指標。市民の実践状況に関する質問の結果を指標としたもの。現状値よりも5ポイント以上の上昇を目指す	コロナ禍の影響による孤立化や、地域のネットワークづくりができていないとの意見がある

集 計 中

老人憩の家の 利用者負担の見直し

1

老人憩の家の設置目的等

1 設置目的

高齢者の相互交流、教養の向上、レクリエーション、入浴等の場を提供し、心身の健康の保持増進を図る。

2 位置付け

- (1) 昭和40年4月厚生省社会局長通知に基づく施設
- (2) 昭和45年4月開設の「松代老人憩の家」をはじめ、
現在市内に9施設設置されている。

➢松代・石川・大豆島・茂菅・新橋・氷鮑・東北・若穂・東長野

(3) 利用者の範囲

- ・市内在住の60歳以上の者
- ・障害者手帳等の所持者及び介助者等

2

計画における方針・目標

あんしんいきいきプラン21

第九次高齢者福祉計画(令和3年度～令和5年度)

○公共施設個別施設計画に基づいて、変化する社会背景に合わせた施設運営を行います。

9施設の個別施設計画	解体・民間移譲等	2施設
	事後保全	7施設

○限られた予算の中で、必要な施設には安全確保を図る対策を進めていきます。

3

利用料金の経過

老人憩の家の設置根拠である厚生省社会局長通知において、原則として利用料は無料とされているが、特別な設備を設置し使用させる場合は実費を徴収して差し支えないとされている。

長野市では特別な設備として「浴室」を設け、実費として利用料金を徴収している。障害者手帳等所持者は減免(無料)。

- ・ 昭和45年度 ～ 無料
- ・ 昭和59年度 ～ 50円
- ・ 平成11年度 ～ 70円
- ・ 平成14年度 ～ 100円
- ・ 平成19年度 ～ 120円
- ・ 平成22年7月～ 150円
- ・ 平成29年7月～ 200円
- ・ 令和 3年7月～ 250円

4

近年の審議会(利用料金改定)の経過

【平成22年7月】 150円に改定(一般60歳以上 以下同様)

コスト計算額 230円 ⇒ 改定上限額 180円 ⇒ 決定額 150円



【平成25年度】

利用料金見直しは行わず、危険区域立地・老朽化施設の再編検討を優先



【平成29年7月(平成28年度審議)】 200円に改定

・コスト計算額 227円 ⇒ 改定上限額 225円 ⇒ 決定額 200円

・審議会では障害者料金の見直しが提案 ⇒ 現状維持と決定



【令和3年7月(令和元～2年審議)】 250円に改定

・コスト計算額 271円※ ⇒ 改訂上限額 300円 ⇒ 決定額 250円

・審議会では障害者料金について再度議論 ⇒ 賛否拮抗 現状維持と決定

(附帯意見)

改定後の利用状況を検証し、見直しの妥当性を確認したうえで3年後に改めて利用者負担の見直しの検討を行うこと。

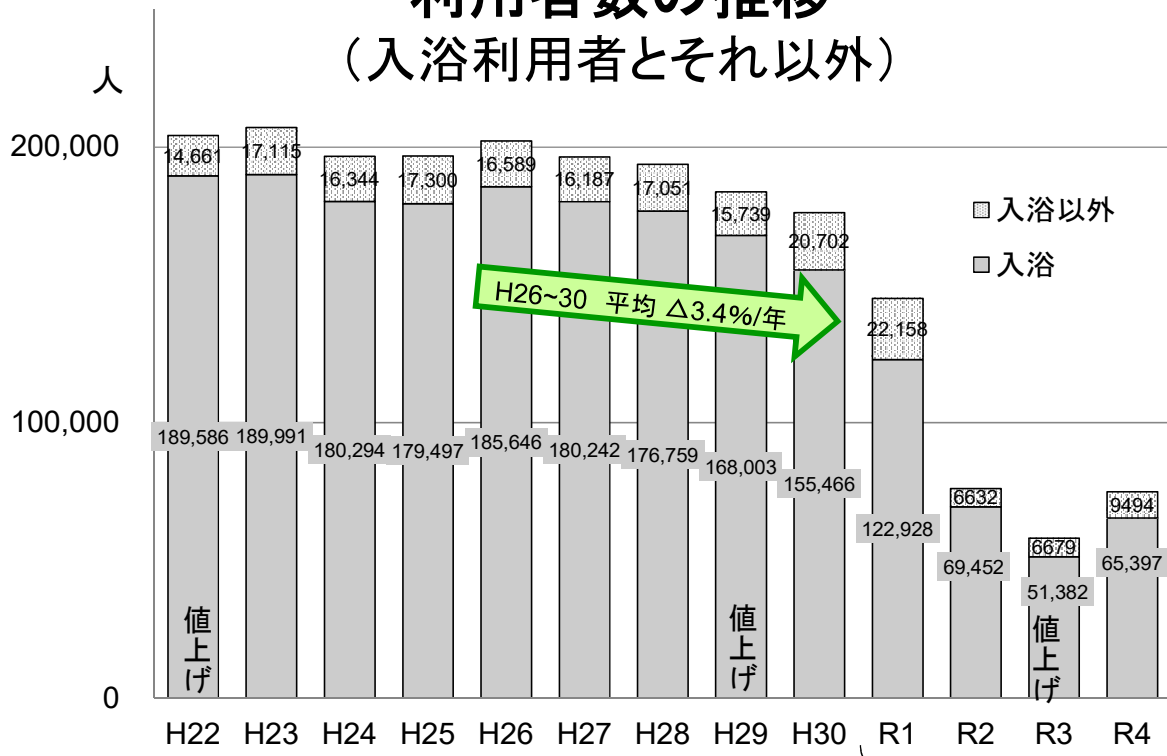
障害者及びその介助者の利用料金について、障害者等の意見を十分に聴取した上で、有料化も含めた検討を行うこと。

(※H30決算ベース) 5

利用料金の改定スケジュール

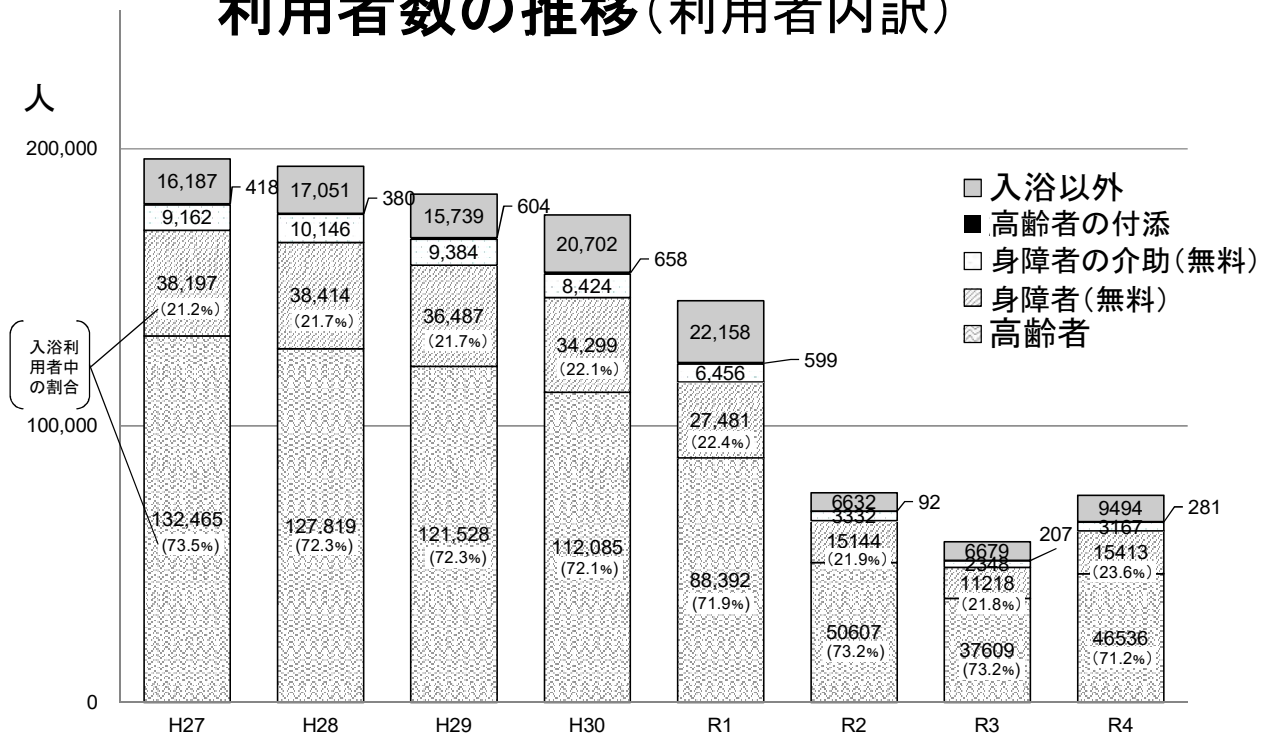
令和5年 5月	審議会へ諮問 (5/30 社会福祉審議会、老人福祉専門分科会)
令和5年 9～1月	実態・分析報告及び考え方の整理(分科会) 答申案決定(分科会) 審議会から答申(本会・分科会)
3月	条例改正
令和6年 4～6月	市民周知
7月	料金改定

利用者数の推移 (入浴利用者とそれ以外)



R1 コロナ休館約1ヵ月 災害休館約6ヵ月(1館)
 R2 コロナ休館約2ヵ月 災害休館約6ヵ月(1館)
 R3 コロナ休館約5ヵ月 施設1減
 R4 コロナ休館約2ヵ月

利用者数の推移(利用者内訳)



【参考】 年間の利用料金収入

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
施設数	10	10	10	10	10	10	9	9
利用収入(千円)	18,877	18,116	21,683 (値上げ)	21,063	16,644	9,410	8,549 (値上げ)	11,079

第7期長野市障害福祉計画・ 第3期長野市障害児福祉計画の策定について

保健福祉部 障害福祉課

1 計画の目的と計画策定の根拠

サービス等の目標値や
見込み量を設定

○第7期長野市障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく、国の基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画

○第3期長野市障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20の規定に基づく、国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画
(現行計画期間: 令和3年度～令和5年度の3年間)

参考

○長野市障害者基本計画

障害者基本法第11条第3項の規定に基づく、障害者のための施策に関する基本的な計画(現行計画期間: 令和3年度～令和8年度の6年間)

現行の障害福祉計画・障害児福祉計画期間満了により策定

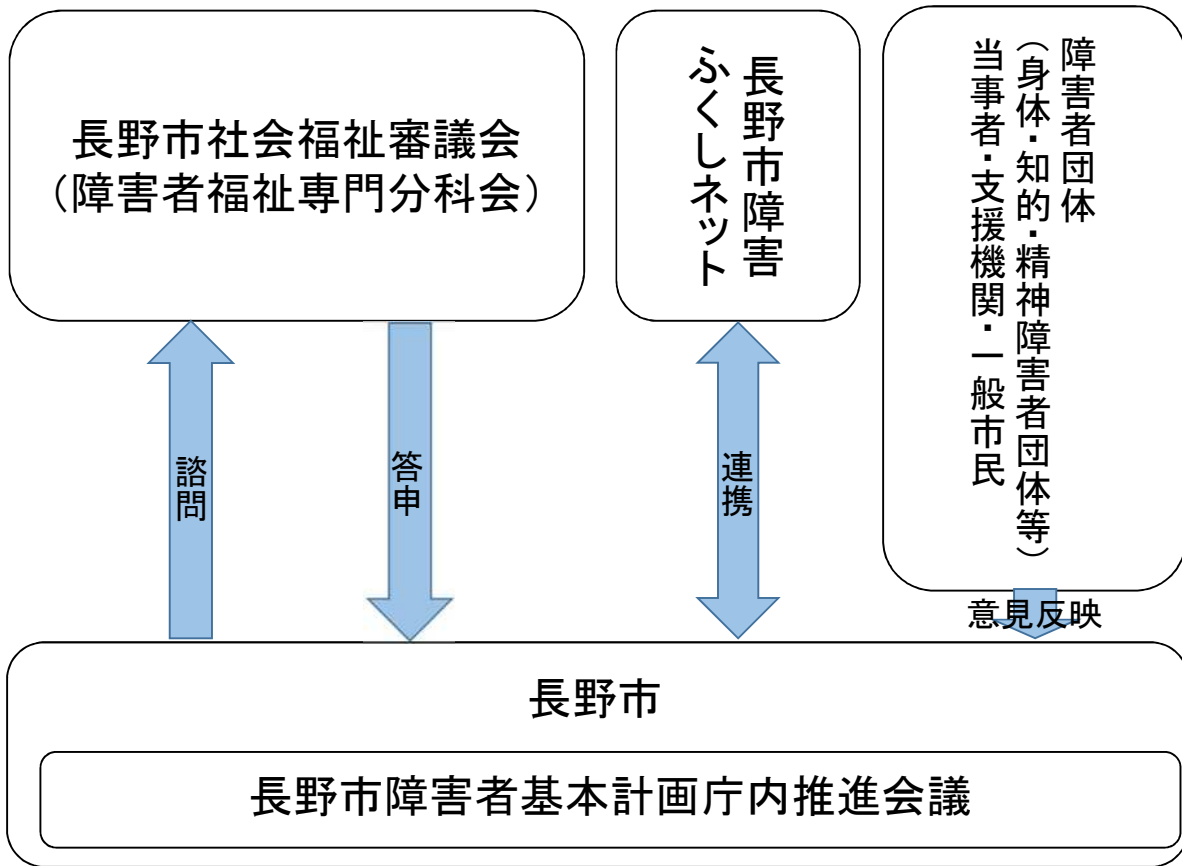
2 計画期間について

2

第7期長野市障害福祉計画、第3期長野市障害児福祉計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
市障害者基本計画	第1次						第2次									
市障害福祉計画	第3期		第4期		第5期		第6期		第7期							
市障害児福祉計画							第1期		第2期		第3期					
県障害者計画	長野県障がい者プラン2012						長野県障がい者プラン2018						策定予定			
国・県障害福祉計画	第3期		第4期		第5期		第6期		第6期 策定予定							
国・県障害児福祉計画							第1期		第2期		第7期 策定予定					
国障害者基本計画	第3次障害者基本計画						第4次障害者基本計画				第5次 障害者基本計画					

3 計画の策定体制



4 計画策定のスケジュール

	令和5年												令和6年	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
市議会									政策説明会			政策説明会	市議会報告	
社会福祉審議会		審議会 諮問 5/30										審議会 答申		
長野市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会	委員 一斉改選	第1回 専門分科会 計画概要説明					第2回 専門分科会 案書説明	第3回 専門分科会 パブコメ案		第4回 専門分科会 最終案説明				
庁内推進会議								部長会議 パブコメ実施				部長会議 新計画決定		
長野市 障害福祉課			骨子案 6月下旬			サービス見 込量を設定	案書作成				最終案作成		公表	
情報公開 (パブコメ・広報等)						案書案 9月上旬		記者会見	パブコメ意見調整	パブコメ結果公表			計画製本	
長野市障害ふくしネット				運営委員会 7月中旬				運営委員会 11月中旬				運営委員会 3月中旬		
関係団体 障害者団体・事業者					ヒアリング等									
県 県(予定)	障害福祉事務担 当者会議変更点	事業者に対してサービ ス体系移行調査実施				障害福祉計画(第七 期)基本指針提示							提出	
国	障害福祉計画 (第七期) 基本指針告示													

● 第7期長野市障害福祉計画・第3期障害者見直し計画の実施
広報掲載 4/1号

令和 5 年 5 月 30 日

長野市社会福祉審議会委員長 様

同 老人福祉専門分科会長

おでかけパスポート事業の見直しについて

「おでかけパスポート事業」は、高齢者の健康づくりや生きがいくくり、社会参画を促す取組として、平成 13 年度から運用が開始され、長年に渡って、利用者から大変好評を得ています。

さて、平成 27 年度に実施された「おでかけパスポート事業」の利用者負担の見直しでは、激変緩和の観点から、利用者負担の上限を当面の間 200 円とし、将来的な引上げが想定されておりましたが、これまで据え置きとなっています。

そのような中、令和 7 年春に導入予定の「地域連携 I C カード」に合わせ、「おでかけパスポート事業」の料金体系の区分などを変更する必要が生じており、また、持続可能な仕組みとするために、本事業の一翼を担うバス事業者が置かれている厳しい経営環境に対して、一定の配慮が求められると考えます。

このような現状と課題を踏まえ、令和 4 年 10 月 4 日付けで調査・審議の付託があったこのことについて、当分科会において協議・検討をした結果、当分科会の意見を下記のとおり報告します。

記

1 基本的な考え方について

「地域連携 I C カード」への移行の時期に合わせ、以下のとおり利用者、バス事業者及び市の負担を見直すことが適当である。

- (1) おでかけパスポートの料金体系及び利用負担額を見直すこと（特に長距離）
- (2) バス事業者の負担割合を軽減すること
- (3) 市の負担は、利用者及びバス事業者の負担との調整を図り、見直すこと

2 料金体系の考え方について

利用者負担については、乗車 1 回当たりの下限額を 120 円、上限額を 300 円とし、5 段階の料金体系とすることが適当である。

(付帯意見)

・「地域連携 I C カード」の導入及びおでかけパスポート事業の見直しに合わせ、高齢者の積極的な外出促進につなげられるよう、市においてバス利用を促す企画や仕組み等を検討されたい。

社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○長野市社会福祉審議会条例

平成12年3月30日長野市条例第3号

改正

平成12年9月29日条例第49号

平成14年3月29日条例第12号

平成17年3月30日条例第10号

平成20年3月28日条例第12号

平成23年12月20日条例第30号

平成25年9月30日条例第31号

平成27年3月27日条例第10号

令和2年3月30日条例第8号

長野市社会福祉審議会条例

(設置等)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）

の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第11条第1項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第6条第1項第2号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第6項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員27人以内で組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第4条 審議会に副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招

集しなければならない。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
 - (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
 - (4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項
 - (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
 - 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

第7条 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
 - (3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項
- 2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

第8条 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。

この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部に属する委員」と読み替えるものとする。

2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の重要又は異例な事項に関する決議にあつては、この限りでない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止）

3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（平成10年長野市条例第59号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように

改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成20年3月28日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月20日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年9月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日条例第8号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

長野市社会福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市社会福祉審議会条例（平成12年長野市条例第3号）第9条の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会及び審査部会の会議の特例)

第2 専門分科会長及び審査部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることによって、会議の開催に代えることができる。

(報告)

第3 専門分科会長は、所掌事項について調査審議が終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第4 審議会の庶務は、保健福祉部福祉政策課が行う。ただし、次の号に掲げる専門分科会等については、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 民生委員審査専門分科会 保健福祉部福祉政策課
- (2) 障害者福祉専門分科会及び審査部会 保健福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 こども未来部こども政策課
- (4) 老人福祉専門分科会 保健福祉部高齢者活躍支援課
- (5) 地域福祉専門分科会 保健福祉部福祉政策課

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領は、平成30年4月1日から施行する。

令和5年度 長野市社会福祉審議会
長野市職員名簿

職 名	氏 名	備 考
保健福祉部長	白 井 一	
こども未来部長	島 田 浩 司	
保健所長	小 林 良 清	
保健福祉部福祉政策課長	島 田 武 昭	
保健福祉部次長兼生活支援課長	岩 山 兼 司	
保健福祉部高齢者活躍支援課長	北 原 孝	
保健福祉部地域包括ケア推進課長	原 宏	
保健福祉部介護保険課長	齋 藤 秀 浩	
保健福祉部障害福祉課長	穂 苅 修 利	
保健福祉部保健所参事兼総務課長（保健所副所長）	河 西 公 志	
保健福祉部保健所健康課長	長 澤 詩 子	
こども未来部こども政策課長	伊 東 彰	
こども未来部子育て家庭福祉課長	宮 下 卓 朗	
こども未来部保育・幼稚園課長	丸 山 隆 文	
こども未来部こども総合支援センター所長	吉 澤 良 美	